

# 第2次札幌市子どもの貧困対策計画

## (素案)

令和5～9年度  
(2023～2027)

札幌市

## 【目次】

### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景 -----	1
(1) 国の動き .....	1
(2) 北海道の動き .....	3
2 計画策定の趣旨等 -----	4
(1) 計画策定の趣旨 .....	4
(2) 計画の位置づけ .....	4
(3) 計画期間 .....	5
(4) 計画と SDGs との関係性 .....	5
(5) 第1次計画の振り返り .....	6

### 第2章 札幌市の子どもの貧困等の状況

1 子どもの生活実態調査の概要 -----	9
2 子どもの生活実態調査の結果（抜粋） -----	12
(1) 世帯の暮らし向き .....	12
(2) 保護者の就業状況 .....	17
(3) 子どもの学習の状況 .....	19
(4) 進学の希望や資金 .....	21
(5) 子どもの居場所や体験・経験 .....	23
(6) 保護者の社会的孤立の状況 .....	25
(7) 特に配慮を要する世帯と若者 .....	28
3 子どもと家庭の貧困・困難の状況と課題 .....	29

### 第3章 札幌市の子どもの貧困対策

1 基本目標 -----	31
2 子どもの貧困の捉え方 -----	31
3 計画の対象 -----	31
4 施策の展開に当たっての共通の視点 -----	31
5 施策の体系 -----	32

## **第4章 具体的な施策の展開**

基本施策 1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、 困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進	-33
【施策①】成長段階に応じた切れ目のない相談支援	33
【施策②】配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援	34
【施策③】地域や関係機関・団体との連携による支援と、広報の充実	35
基本施策 2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進	-36
【施策①】子どもの多様な学びと育ちの支援	36
【施策②】学びを支える教育費の負担軽減・進学支援	37
【施策③】子どもの居場所づくりと 健やかな成長を促す体験活動の推進	38
基本施策 3 子育て家庭の生活を支える取組の推進	-39
【施策①】安心して子育てをするための生活支援	39
【施策②】保護者の就労の安定や自立に関する支援	40
【施策③】子育て家庭を支える経済支援	41
基本施策 4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、 支える取組の推進	-42
【施策①】社会的養護を必要とする子どもへの支援	42
【施策②】ひとり親家庭への支援	43
【施策③】困難を抱える若者への支援	44

## **第5章 計画の推進**

1 計画の推進体制	-45
(1) 庁内の推進体制	45
(2) 様々な主体との連携による計画の推進	45
2 成果指標の設定	-45
3 計画の進行管理・評価	-46
(1) 計画の進行管理	46
(2) 附属機関による評価の実施	46
4 計画の見直し	-46

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### (1) 国の動き

#### ア 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年（2013年）法律第64号。以下「法律」という。）の施行から5年が経過した令和元年（2019年）9月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年（2019年）法律第41号。以下「改正法」という。）が施行され、所要の見直しが行われました。

改正法の主なポイントは以下のとおりです。

#### ● 目的の充実

- ・ 子どもの将来だけではなく「現在」に向けた対策であること。
- ・ 貧困の解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること。

#### ● 基本理念の充実

- ・ 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること。
- ・ 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること。
- ・ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること。

### イ 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成26年（2014年）8月、政府において、子どもの貧困対策に関する基本的な方針や子どもの貧困に関する指標、その改善に向けた施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策が総合的に進められてきました。

その後、令和元年（2019年）11月、改正法に基づく新たな「子供の貧困対策に関する大綱（以下「新大綱」という。）」が有識者会議の提言なども踏まえ閣議決定されました。

新大綱の主なポイントは以下のとおりです。

#### ● 目的

- ・ 現在から将来にわたり、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す。
- ・ 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に講じる。

#### ● 基本的方針

- ・ 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- ・ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- ・ 地方公共団体による取組の充実を図る。

## ウ 「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置

従来、国の関係省庁や地方自治体では、様々な法律に基づいてこどもに関する取組が進められてきました。

令和4年（2022年）6月、これらの取組を講ずるにあたっての基本理念や基本となる事項を明らかにし、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための共通の基盤、包括的な基本法として「こども基本法」（令和4年（2022年）法律第77号）が制定され、令和5年（2023年）4月から施行されました。

併せて、国におけるこども政策を推進する体制の強化を図るため、同月、こども家庭庁が設置されています。

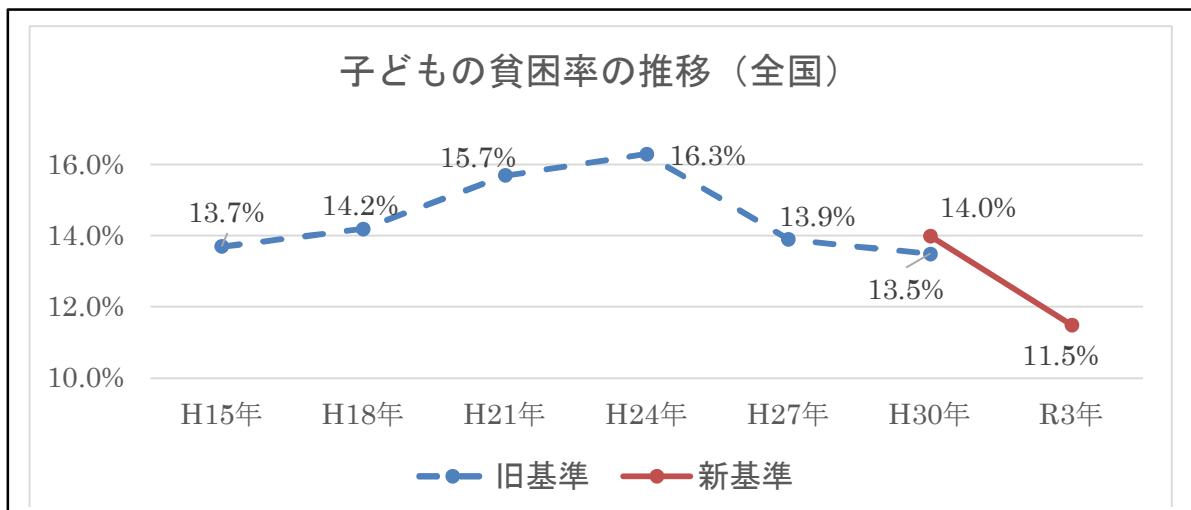
### 〈こども基本法の基本理念〉

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## エ 子どもの貧困率（全国）

厚生労働省が実施している「国民生活基礎調査」の結果により算出される子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得<sup>1</sup>が貧困線<sup>2</sup>に満たない子どもの割合とされています。

令和4年（2022年）国民生活基礎調査に基づき発表された、令和3年（2021年）の全国の子どもの貧困率は11.5%となっており、およそ8~9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされています。



【資料】厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

※ H30年から実施されている「新基準」は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準。従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」「仕送り額」を差し引いて算出。

### (2) 北海道の動き

北海道では、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指し、平成27年（2015年）12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定、また、令和2年（2020年）3月には、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とした「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

この計画では、教育・福祉・労働等の各部局が密接な連携を図った上で、相談支援、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進することとしています。

<sup>1</sup> 等価可処分所得 世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した金額

<sup>2</sup> 貧困線 国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を順に並べて中央値を算出したものの半分の金額

## 2 計画策定の趣旨等

### (1) 計画策定の趣旨

札幌市では、平成 30 年（2018 年）3月に、それまで実施してきた子どもの貧困対策に資する各種の取組を体系的に整理のうえ拡充し、計画的に対策を進めることを目的とした、「札幌市子どもの貧困対策計画」（計画期間：平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）。以下「第 1 次計画」という。）を策定しました。

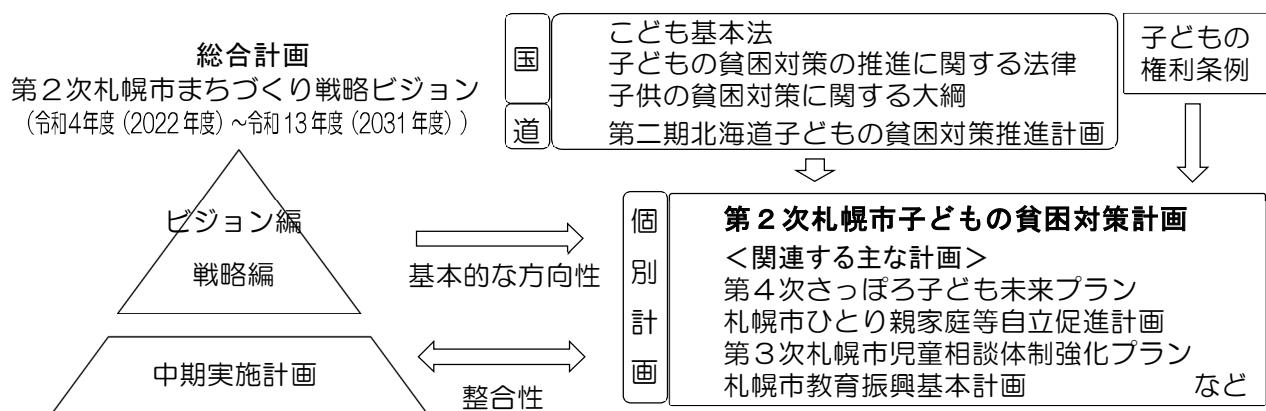
第 1 次計画は令和 4 年度（2022 年度）に終了しましたが、近年、困難を抱える子どもや家庭を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、また、困難を抱える家庭の孤立傾向や、問題の複雑化・長期化などの課題も顕在化しています。

今後、国の動向なども踏まえてこれらの課題に対応し、令和 5 年度（2023 年度）以降も引き続き札幌市の子どもの貧困対策を総合的・計画的に進めていくため、「第 2 次札幌市子どもの貧困対策計画」を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

この計画は、改正法や「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」などを踏まえつつ、札幌市のまちづくりの基本指針である「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿った個別計画の一つとして策定します。

計画の策定にあたっては、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）<sup>1</sup>」を踏まえるとともに、「第 4 次さっぽろ子ども未来プラン」など関連する個別計画とも考え方や方向性の整合を図っていきます。



<sup>1</sup>子どもの権利条例 子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進める目的として平成 21 年（2009 年）4 月に施行した条例。子どもにとって大切な権利として、「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を定めている。

### (3) 計画期間

令和5年度（2023 年度）から令和9年度（2027 年度）までの5年間を計画期間とします。

### (4) 計画と SDGs との関係性

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、「持続可能な解決のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダ（行動計画）は、国際社会の普遍的な目標として採択され、その中に令和12年（2030年）までの「持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）」として、17の目標が設定されています。

札幌市は、平成30年（2018年）にSDGs の達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs 未来都市101」に選定されています。

この計画では、以下のSDGs の目標における視点や趣旨を反映することいたします。



## (5) 第1次計画の振り返り

第1次計画では、次の5つの基本施策に沿って取組を進めてきました。主な取組状況は以下のとおりです。

### 基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

#### 【子どもコーディネーターの新規配置】

子どもコーディネーターを新たに配置し、児童会館や子ども食堂等の子どもの居場所を巡回する等の方法により、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し支援につなげる取組を開始しました（令和3年度（2021年度）より市内全域に拡大）。

#### 【ヤングケアラー支援事業の推進】

令和5年1月「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定し、ヤングケアラーの早期発見や、関係機関の連携促進に取り組みました。併せて、当事者が参加する交流サロンの開設や、多職種の支援関係者を対象とした研修の実施などにより、ヤングケアラーに対する支援を推進しました。

#### 【スクールカウンセラーの配置拡充】

スクールカウンセラーの小学校1校あたりの年間配置時間数を拡充しました。新型コロナウィルス感染症にかかる対応として、教職員と連携して児童生徒の心のケアに取り組んだほか、相談しやすい環境づくりを進めました。

#### 【必要な支援策を届ける広報等の充実】

受け手の目線に立った広報を重視し、新たにLINE公式アカウントによるひとり親家庭向け支援制度等の情報発信を開始したほか、子育て情報サイトにおけるAIチャットボットの導入などにより情報提供の充実に取り組みました。

### 基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

#### 【子ども医療費助成の拡充】

子ども医療費助成を段階的に拡充し、通院・入院に係る医療費自己負担分の助成を小学1年生から小学6年生まで拡大しました（中学生は入院のみ）。

#### 【第2子以降の保育料無償化】

令和2年（2020年）4月から、年収約640万円未満の世帯について、上の子の年齢や施設利用有無に関わらず、世帯の3歳未満児の第2子以降の保育料を無償としました。

#### 【札幌市奨学金の拡充】

令和2年度（2020年度）から、返済の義務がない給付型の奨学金の採用人数を1,500人に拡充し、高校・大学等の生徒・学生の修学を支援しました。

#### 【子どもの居場所づくり活動の支援】

子ども食堂等に対する補助事業を開始し、子ども食堂の開設や機能拡充、子どもの見守り活動を支援しました。

### 基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

#### 【困難を有する若者の学習・相談支援の実施】

若者支援施設において、高校中退者等を対象とした学習相談・学習支援を新たに実施したほか、困難を抱える若者の状況に応じた相談支援、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを着実に実施しました。

#### 【困難を抱える若年女性への支援の推進】

令和3年8月から、様々な悩みや困難を抱えた10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象として、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチ支援、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めた支援を行う相談事業を開始しました。

#### 【ひきこもり対策の推進】

ひきこもり地域支援センターにおける相談支援を実施したほか、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」で当事者の会・家族の会を開催し、開催回数を段階的に拡充しました。

### 基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

#### 【子育てをしている女性の就労支援】

子育て中の女性を主な対象として、就労と保育の一体的相談を行う「ここシェルジュSAPPORO」を平成30年（2018年）10月に開設しました。令和3年度（2021年度）からは在宅ワークの専門窓口を設置するなど、相談機能を強化しました。

#### 【各種手当支給・貸付等の実施】

児童手当、児童扶養手当などの各種手当の支給、貸付事業、住宅確保配慮者向け賃貸住宅の確保や相談支援などを着実に実施しました。

### 基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

#### 【児童相談体制の充実・強化】

令和3年（2021年）3月に第3次児童相談体制強化プランを策定し、児童相談所の児童福祉司を段階的に増員したほか、児童相談所に常勤の弁護士を配置し、児童相談体制の充実・強化に取り組みました。

#### 【社会的養護のもとにある子どもの自立の支援】

児童養護施設等の措置を解除された方に対して、個々の状況に応じて継続して支援を行いました。自立支援計画を策定するとともに、居住費支援や生活・就労相談支援、一定期間一人暮らしを体験するための自立後生活体験支援などを実施しました。

#### 【ひとり親家庭への支援】

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に支給する、高等職業訓練促進給付金の対象要件の緩和と対象資格の拡大を行ったほか、令和3年度（2021年度）から、養育費確保のための公正証書等の作成や養育費の保証契約に対する補助事業を開始しました。

## 【生活困窮世帯の子どもの学習支援の実施】

学習に不安を抱える生活困窮世帯の子どもを支援するため、学習習慣の定着を図るとともに、安心して過ごすことのできる居場所の提供を行う事業を実施しました。

### 成果指標の達成状況

第1次計画に基づく取組を進めてきた結果として、多くの指標において計画策定時より数値の改善が見られます。これらの施策については、さらなる改善に向けて事業や取組の充実・強化を図っていきます。

一方で、「子どもを産み育てやすい環境だと思う人の割合」「子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合」は数値の低下が見られました。

第2次計画では、感染症の発生など社会経済情勢等の外的要因が指標の達成度に影響を与えることも考慮しつつ、子育て環境や子どもの体験環境の一層の充実が求められていることを再認識し、そのための取組を進めていく必要があります。

基本 施策	指標	当初値 平成28年度	実績 令和4年度	目標値
1	区役所の相談窓口に子育てや生活について相談する方法を知らなかった世帯の割合	6.0%	3.5% 令和3年度	0%
	妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合	57.3%	75.3%	65.0%
2	子どもを産み育てやすい環境だと思う人の割合	56.1%	36.8%	80.0%
	子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	56.9%	48.9%	70.0%
3	困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練への参加や進路決定をした割合	43.9%	69.7%	60.0%
4	子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	62.6%	50.4% 令和3年度	50.0%
	ひとり親家庭の親（母子家庭）の就業者に占める正規の職員の割合※1	35.8%	44.3% 令和3年度	45.0%
5	市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	62.6%	80.0%	70.0%
	今後の生活に不安があるひとり親家庭（母子家庭）の割合	88.0% 平成29年度	89.2%	80.0%
	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	97.5% 平成29年 3月卒	95.0% 令和5年 3月卒	一般世帯の 進学率※2

※1 就業者に占める割合であり、未就労者を除く

※2 令和3年度の札幌市における一般世帯の進学率は99.3%

## 第2章 札幌市の子どもの貧困等の状況

### 1 子どもの生活実態調査の概要

第2次札幌市子どもの貧困対策計画を策定するにあたり、①市民アンケート、②支援者ヒアリング、③座談会の3つの方法により、子どもの生活に関する実態調査を実施しました。

#### (1) 市民アンケート

##### ア 目的

子どものライフステージに分けて子どもやその世帯の家庭生活・教育・就労等に関するデータを収集し、札幌市における子どもの現状を詳細に把握することを目的に実施しました。

##### イ 実施対象

- ・2歳、5歳、小学2年生の保護者
- ・小学5年生、中学2年生、高校2年生の保護者及び子ども

##### ＜調査対象年齢の考え方＞

各成長段階を6区分〔乳児、幼児、小学生（低・高学年）、中学生、高校生〕に分け、概ね3歳ごとの6区分のうち各中間の年齢（学年）を各区分の代表年齢としました。

##### ウ 実施方法

- ・無記名によるアンケート方式
- ・2歳は、郵送（回答のみWEB可）
- ・5歳、小2、小5、中2、高2は、幼稚園や保育園、学校を通じて調査票を配布・回収する機関配布

##### エ 実施時期

令和3年 10月 20日から 令和3年 11月 19日

##### オ 主な調査項目

###### ・保護者

暮らし向き、就業状況、健康状況、子育ての状況、制度の利用や意見、新型コロナウィルス感染症の影響等

###### ・子ども

生活、食事・健康・暮らしの状況、学校・勉強、自身のこと、新型コロナウィルス感染症の影響等

## 力 配布数・回収数

調査 対象	配布・回収方法	配布対象者		回収数／回収率			
		保護者	子ども	保護者		子ども	
2歳	郵送・WEB	2,500	—	1,398	55.9%	—	—
5歳	機 関 配 布	保育所・幼稚園	1,553	—	1,131	72.8%	—
小2			1,473	—	1,249	84.8%	—
小5		学校	1,500	1,500	1,263	84.2%	1,262 84.1%
中2			1,476	1,476	1,133	76.8%	1,132 76.7%
高2			1,449	1,449	1,108	76.5%	1,119 77.2%
		合計	9,951	4,425	7,282	73.2%	3,513 79.4%
合計（保護者 + 子ども）		配布数	14,376	回収数	10,795	回収率	75.1%

### <調査結果における表示方法等>

●ページから掲載している実態調査の結果のうち、市民アンケート調査の結果の表示方法等は以下のとおりです。

#### 1 所得階層区分について

この調査独自の区分として、令和元年（2019 年）の国民生活基礎調査における貧困率の推計に用いられる「貧困線」を基準線として用い、その倍率に準じて 5 つの所得階層区分を設定しました。

所得階層区分の名称	所得が貧困線の何倍であるか
低所得層Ⅰ	1.0 倍未満
低所得層Ⅱ	1.0 倍以上 1.4 倍未満
中間所得層Ⅰ	1.4 倍以上 1.8 倍未満
中間所得層Ⅱ	1.8 倍以上 2.5 倍未満
上位所得層	2.5 倍以上

なお、国における子どもの貧困率等の基となる国民生活基礎調査では、税や社会保険料などの詳細な調査により可処分所得を把握しているところ、このアンケート調査では、年間収入から可処分所得を推計しており、調査・集計方法が異なるため単純な比較はできません。

#### 2 世帯類型について

「家族に含まれる人の組み合わせのうち最も近いものはどれか」という問い合わせに対して「父+母+子」と「父+母+子+祖父母」（祖父のみ、祖母のみの場合を含む。以下同様）を「ふたり親世帯」と、「母+子」、「母+子+祖父母」、「父+子」、「父+子+祖父母」を「ひとり親世帯」としています。

#### 3 その他

- 回答は各質問の回答者数 (n) を基数とした百分率 (%) で表示しています。
- 集計は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、数値の合計が 100.0% にならない場合があります。
- 複数回答の設問はすべての比率を合計すると 100.0% を超える場合があります。
- 図表及び本文で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。

## (2) 支援者ヒアリング

### ア 目的

多くの子どもや家庭に携わり支援を行っている施設、行政機関、団体等支援者からのヒアリングにより、数字では表れにくい子どもや家庭の状況を把握するほか、必要な支援等を検討する資料とする目的に実施しました。

### イ 実施対象

子どもの成長・発達の段階において関わりが深い支援機関・団体等（児童福祉施設、学校関係者、福祉関連部署の市職員等）28 機関・団体

### ウ 主なヒアリング項目

「経済的に困窮する家庭の子どもや保護者への支援」「困難を抱える世帯との関わり」「支援する際に気をつけていること」「関係機関との情報共有や連携」「必要な支援や制度」「新型コロナウイルス感染症による影響」など

## (3) 座談会

### ア 目的

市民アンケートや支援者ヒアリングだけでは把握しにくい、若者が抱えている困難な状況や、今後必要と考えられる支援を直接把握することを目的に実施しました。

### イ 実施対象

児童養護施設退所者、生活保護受給世帯・ひとり親世帯で成育した 10 代後半～30 代前半の若者（不登校、引きこもり、ヤングケアラー等の経験もあり。）

### ウ 実施方法

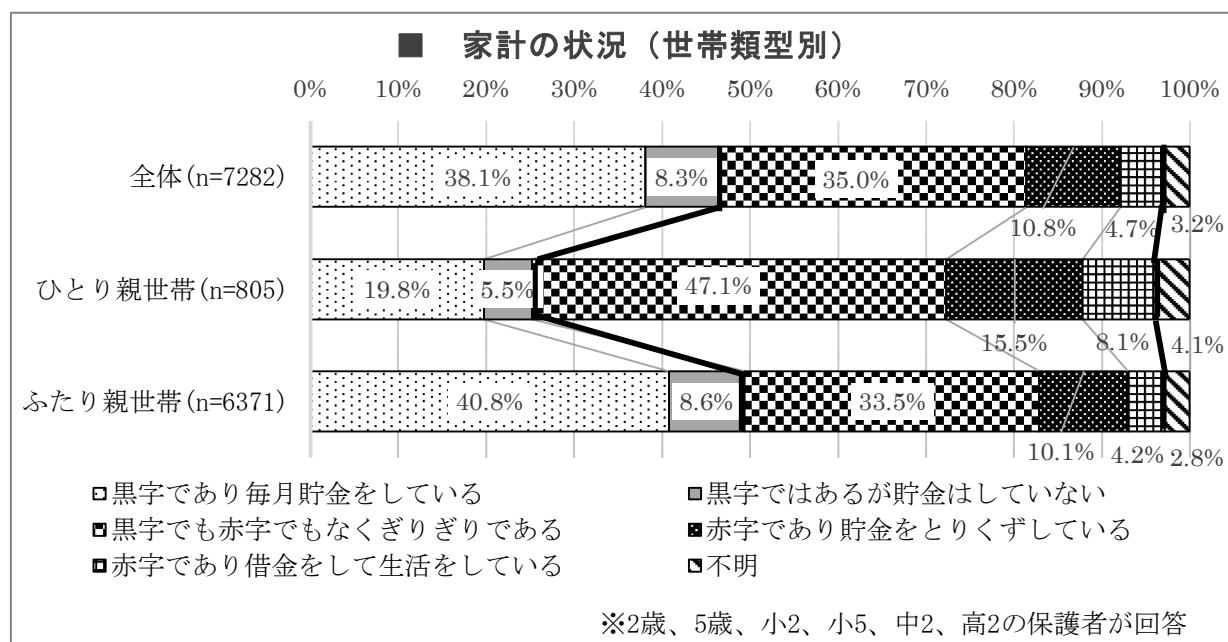
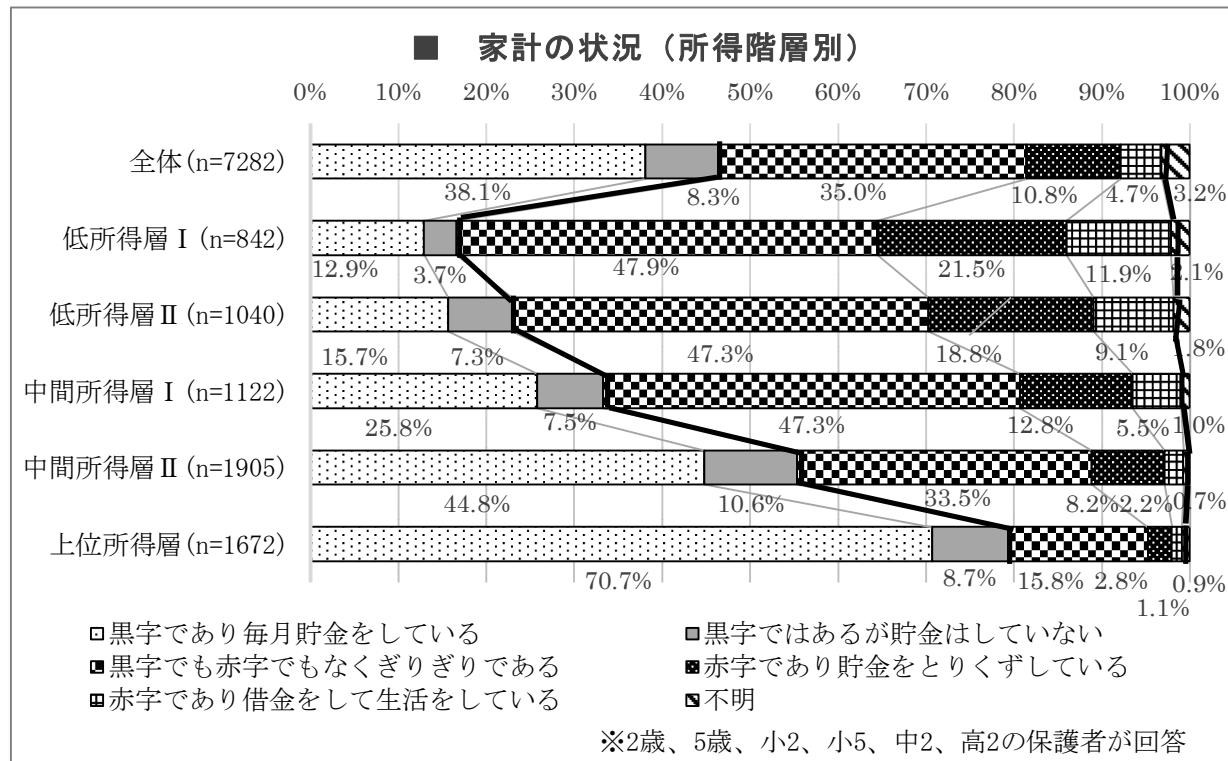
ファシリテーター役1名と記録者と担当職員が施設等を訪問し、座談会形式にて2回実施

## 2 子どもの生活実態調査の結果（抜粋）

### (1) 世帯の暮らし向き

#### 【家計の状況】

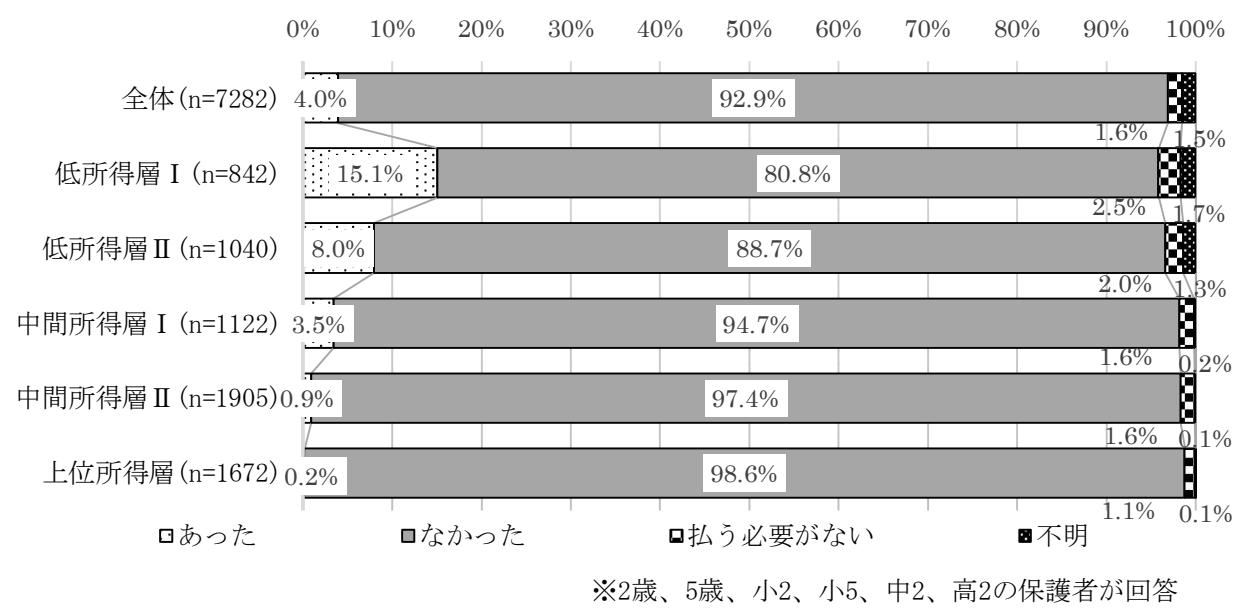
家計の状況について「黒字でもなく赤字でもなくぎりぎり」「赤字であり貯金をとりくずしている」「赤字であり借金をして生活している」を合わせた割合は、世帯全体で50.4%であるのに対し、低所得層Ⅰでは81.3%、ひとり親世帯では70.7%と、厳しい状況がうかがえます。



## 【経済的な理由により電気、ガス、水道のいずれかの料金の支払いができなかった経験】

経済的理由により電気、ガス、水道のいずれかの料金の支払いができなかった経験について、支払えないことが「あった」割合は、世帯全体で4.0%であるのに対し、低所得層Ⅰでは15.1%となっています。

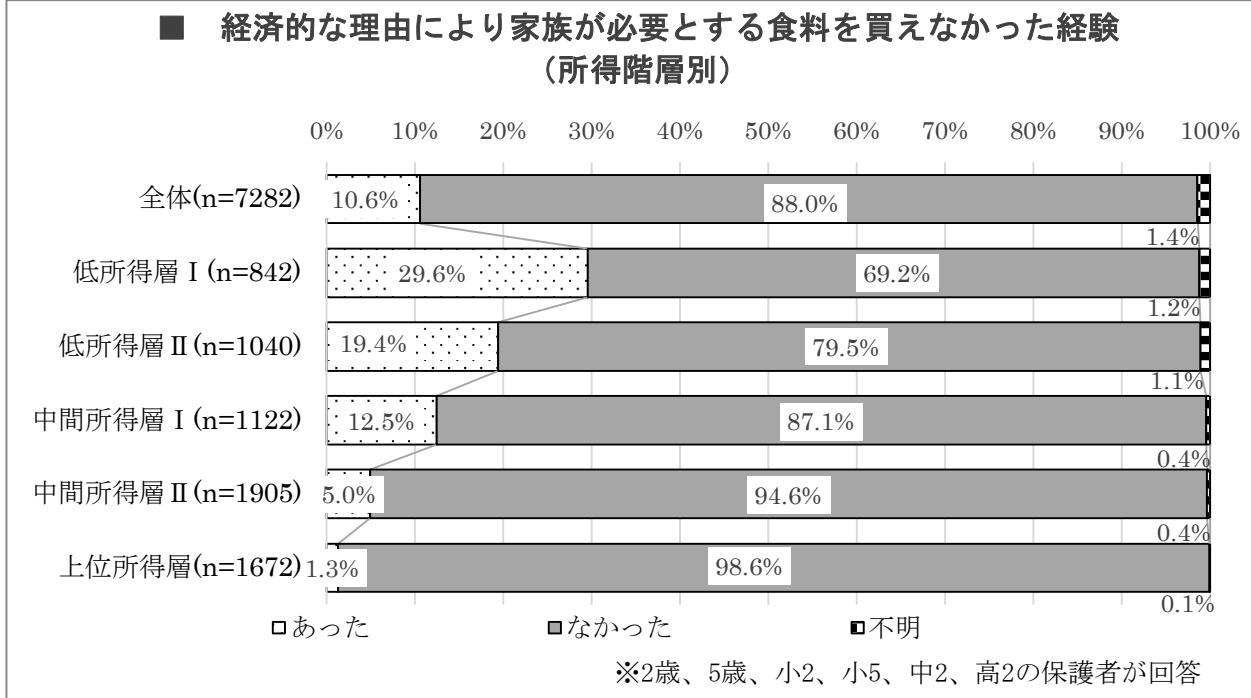
### ■ 経済的な理由により電気、ガス、水道のいずれかの料金の支払いができなかった経験（所得階層別）



## 【経済的な理由により家族が必要とする食料を買えなかつた経験】

経済的理由により家族が必要とする食料を買えなかつた経験について、買えなったことが「あった」割合は、世帯全体で10.6%であるのに対し、低所得層Ⅰでは29.6%と高くなっています。

### ■ 経済的な理由により家族が必要とする食料を買えなかつた経験（所得階層別）

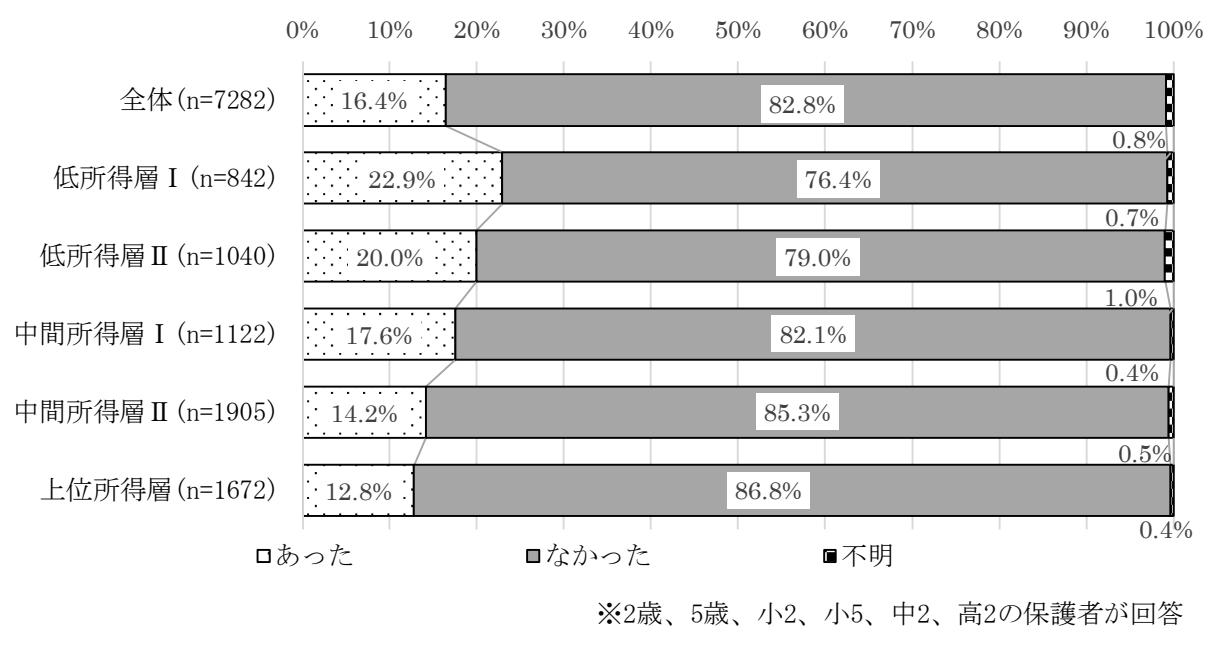


## 【子どもに必要な病院受診をさせなかった経験】

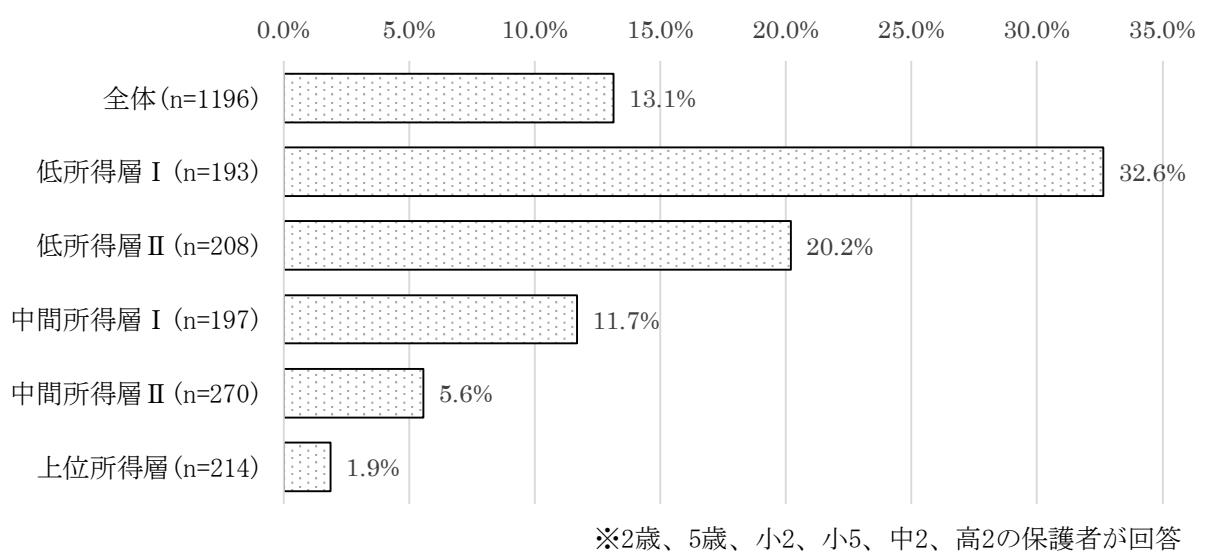
子どもに必要な病院受診をさせなかった経験について、受診させなかったことが「あった」割合は、世帯全体で 16.4%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 22.9%と比較的高くなっています。

また、「あった」と回答した世帯のうち、その理由を「お金がなかった」と答えた割合は、世帯全体で 13.1%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 32.6%と高くなっています。

### ■ 子どもに必要な病院受診をさせなかった経験（所得階層別）

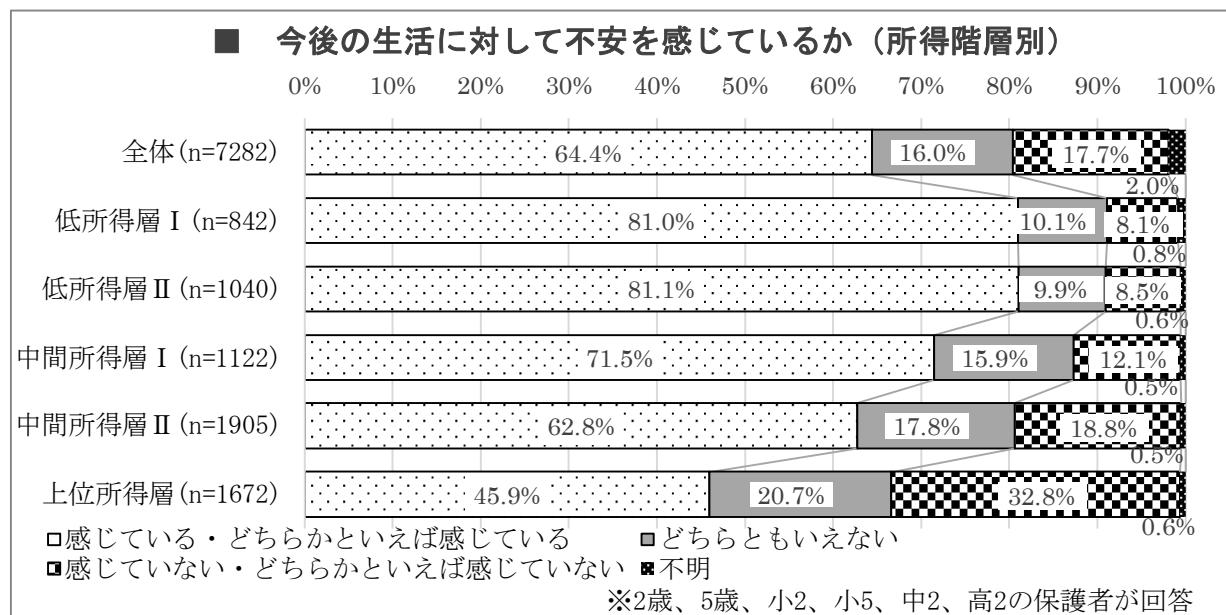


### ■ 子どもを病院に通わせなかつた経験がある世帯のうちその理由を「お金がなかつた」と答えた割合（所得階層別）



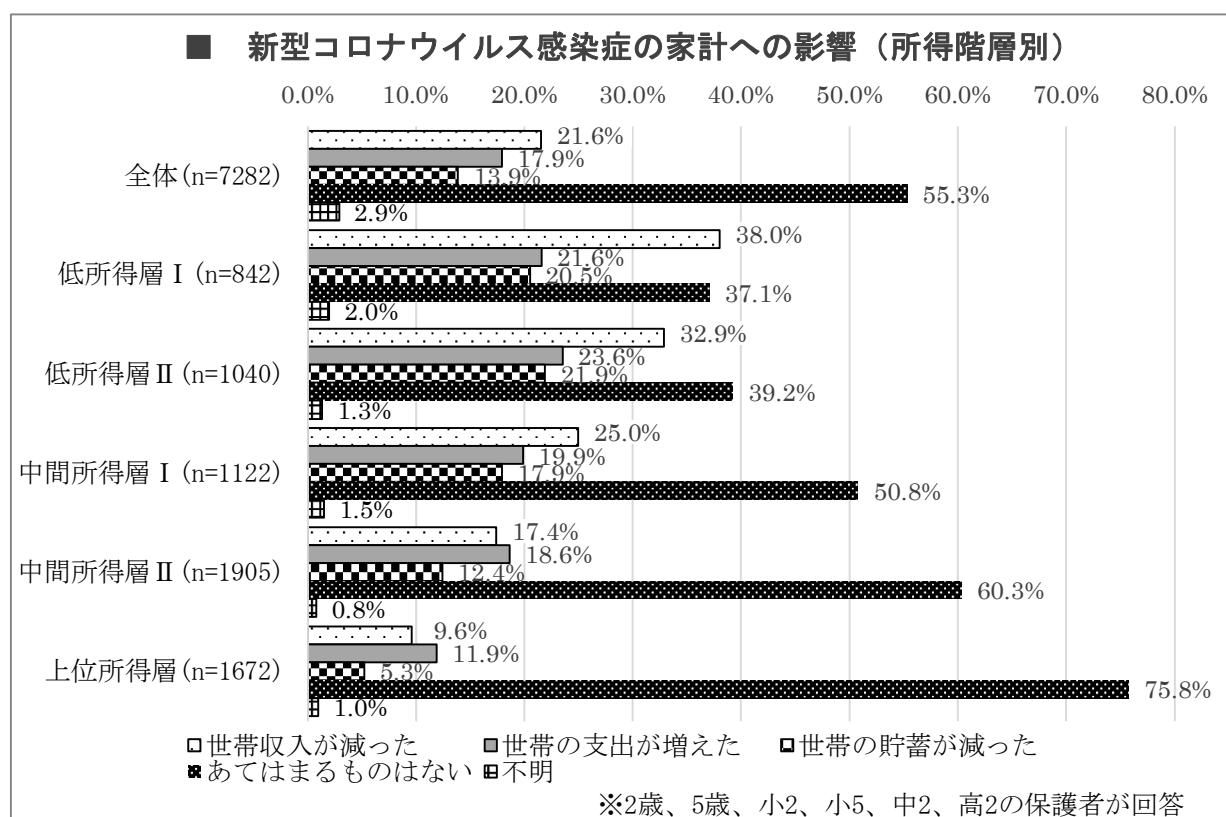
## 【今後の生活への不安】

今後の生活（経済的・子育てなど）に対して不安を感じているかについて、「感じている・どちらかといえば感じている」と回答した保護者の割合は、世帯全体で 64.4%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 81.0%と高くなっています。



## 【新型コロナウイルス感染症の家計への影響】

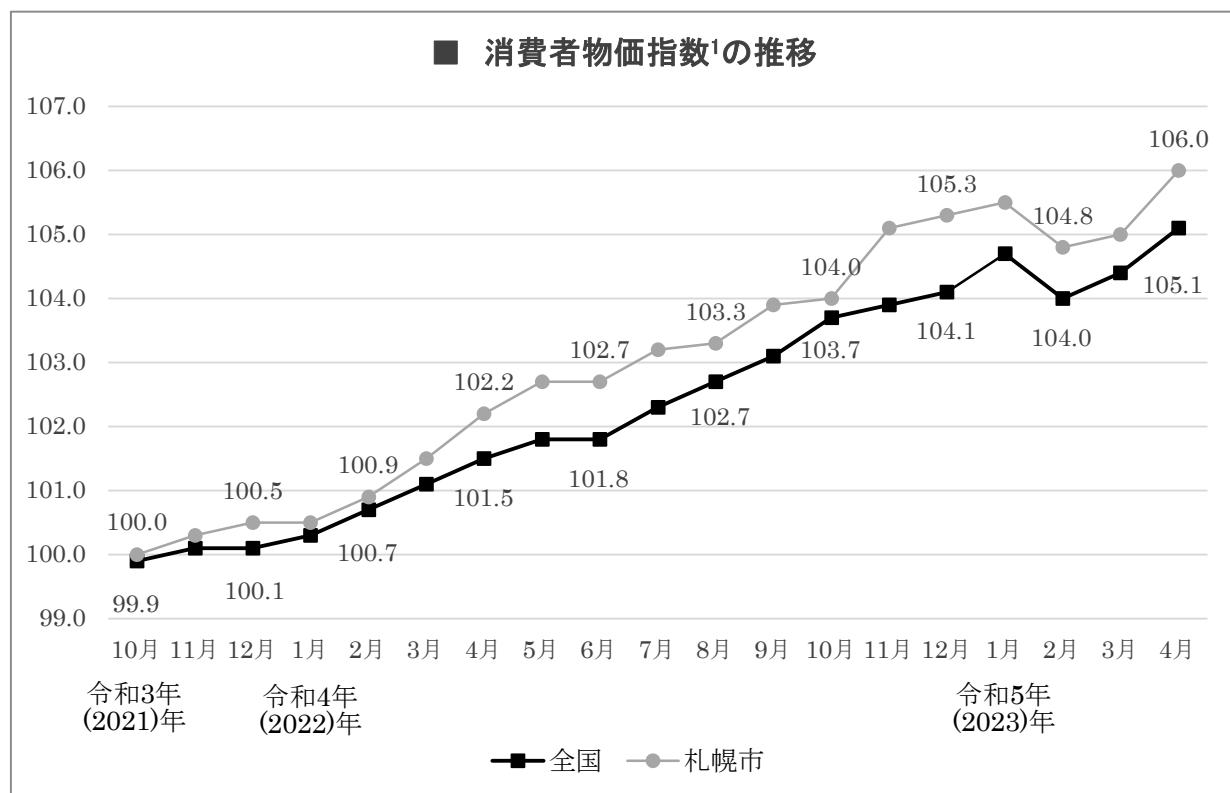
新型コロナウイルス感染症の家計への影響について、「世帯の収入が減った」と回答した保護者の割合が、世帯全体で 21.6%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 38.0%と高くなっているなど、低所得層ほど家計への負の影響が大きいことがうかがえます。



## <支援者ヒアリングの意見>

- ・ 生活状況に困っている場合は、余裕がなく、子どもに関する手が回らないことが多い。
- ・ 支援機関で支援の対象としている世帯の中には、ひとり親、多子世帯、父母の一方に疾患があるなど、収入が安定しておらず、経済的な困窮に至っている世帯が多い。
- ・ 生活保護受給には至っていないが、経済的に困窮している世帯が多い。
- ・ 困難を抱える世帯の中には、保護者が金銭管理をできないことに起因して、公共料金等の支払いができなくなったり、子どもに必要なお金を確保できない世帯がある。

※ 市民アンケートは令和3年10月から11月に実施していますが、令和4年以降の物価の上昇等によって世帯の暮らし向きは厳しさを増していることに留意が必要です。



【資料】総務省「2020年基準消費者物価指数」

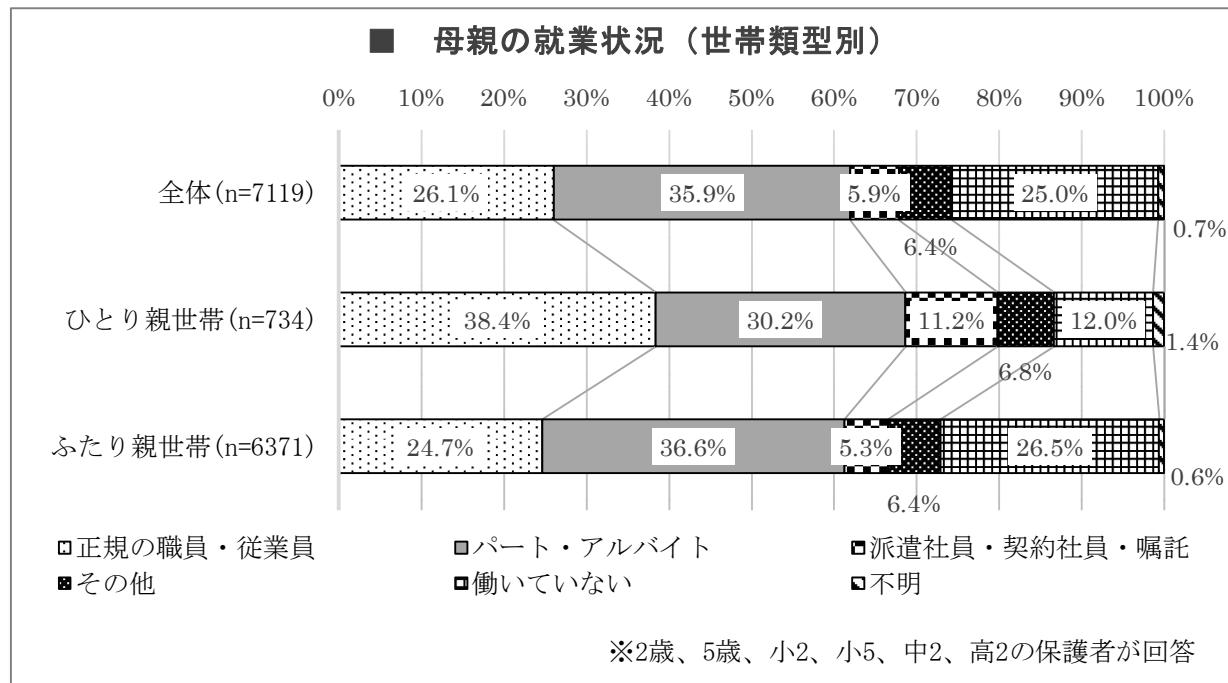
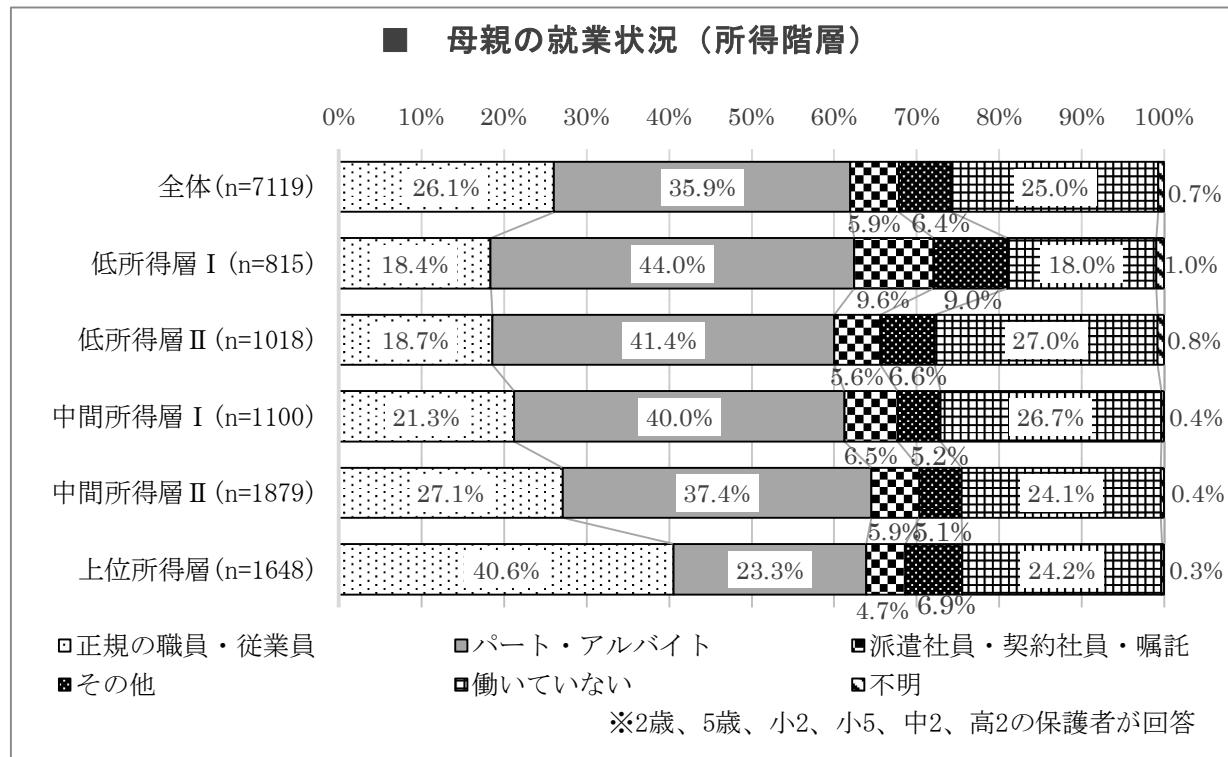
<sup>1</sup>消費者物価指数 全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定して算出した数値。本文中の表は2020年を「100」として推移をグラフ化したもの

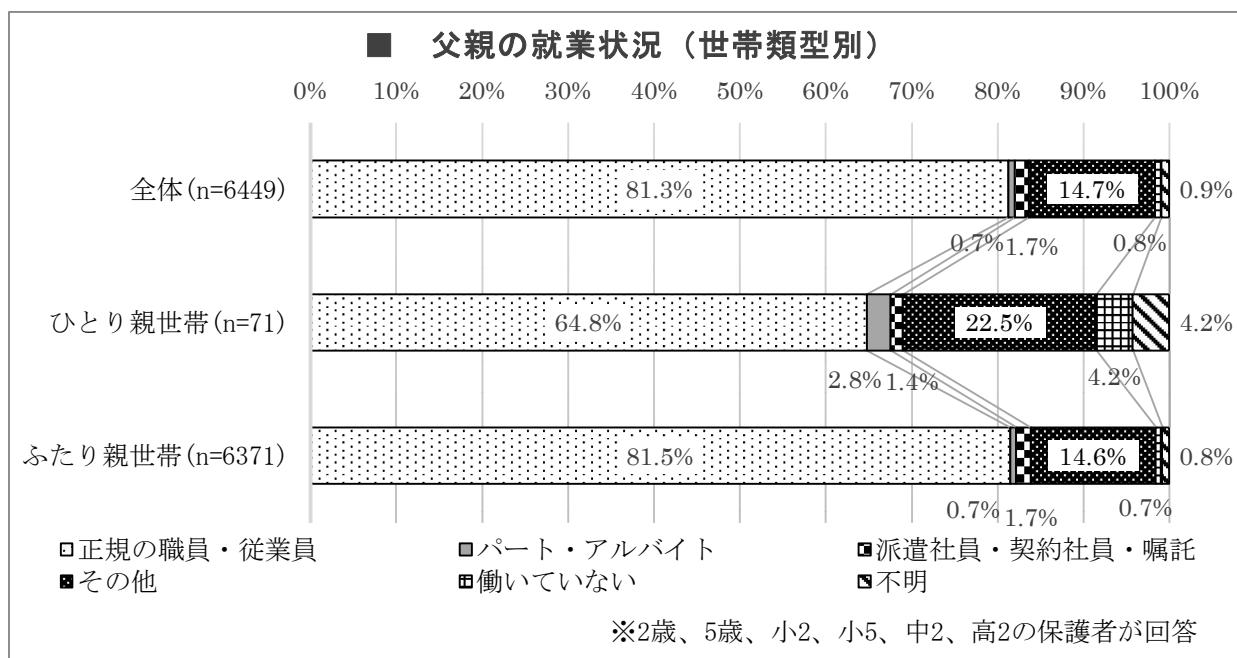
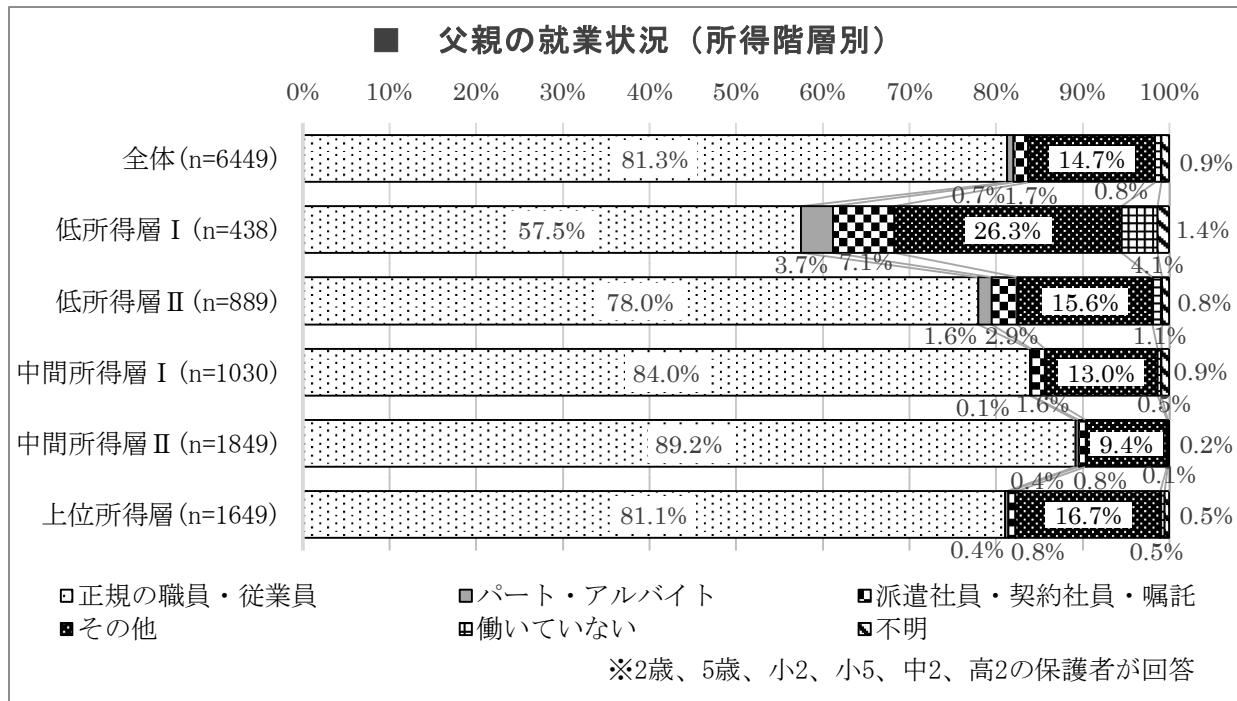
## (2) 保護者の就業状況

### 【母親・父親の就業状況】

母親の就業状況について、正規の職員・従業員の割合は、世帯全体で 26.1%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 18.4%と低くなっています。

また、ひとり親世帯では 38.4%と、正規雇用率が高くなっています。





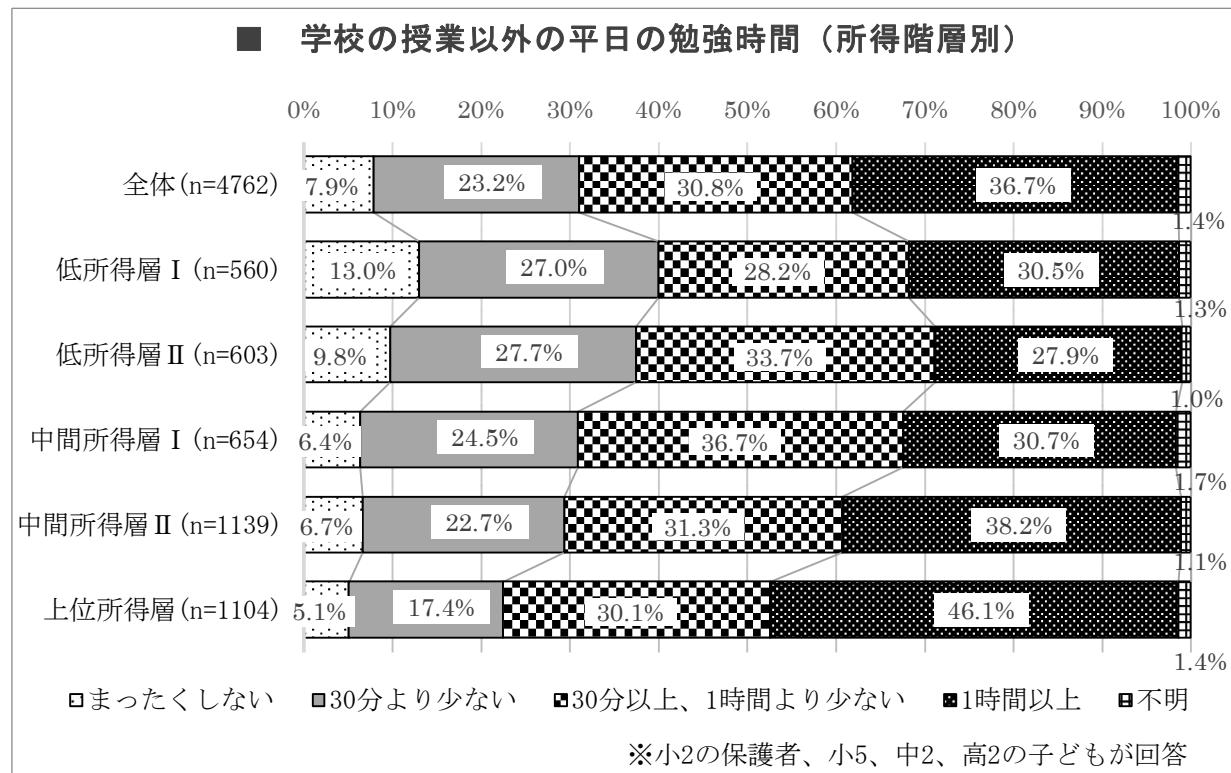
### <支援者ヒアリングの意見>

- 健康面の不調により就労できず、困窮している世帯が見受けられる。
- 保護者が就労が続かず職を転々とし、収入が安定せず経済的に困窮する世帯もある。
- 子どもの貧困は保護者の貧困であり、問題を改善するためには保護者の就労支援が必要である。
- 子育てをしながら安心して働くことができる環境が必要である。

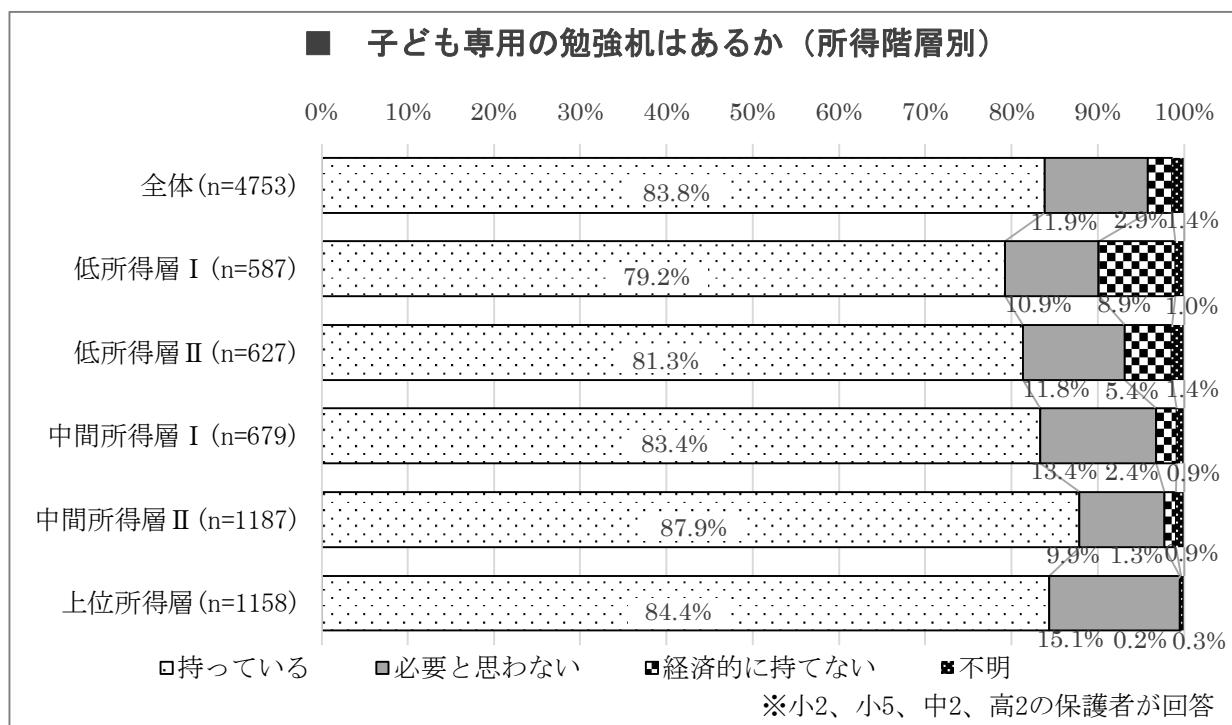
### (3) 子どもの学習の状況

#### 【学習習慣、学習環境】

授業以外の平日の勉強時間について「まったくしない」子どもの割合は、世帯全体で7.9%であるのに対し、低所得層Ⅰでは13.0%と比較的高くなっています。

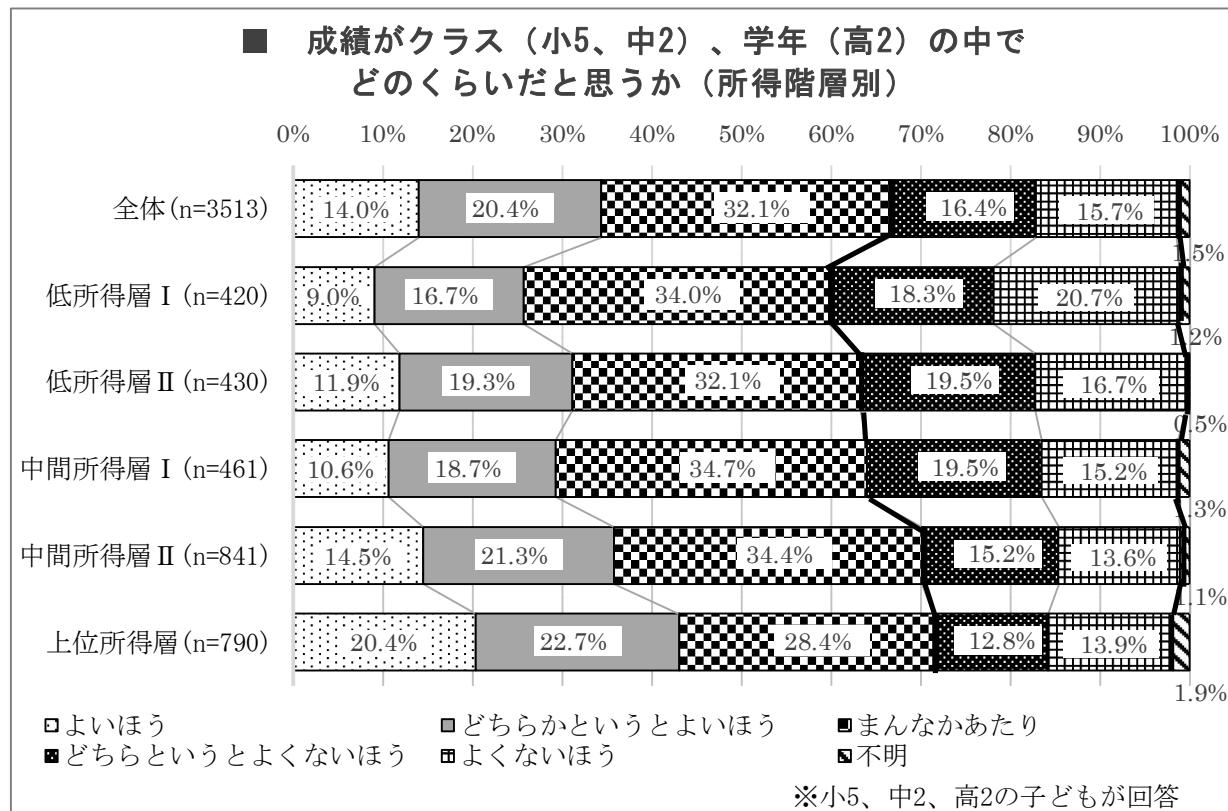


子ども専用の勉強机の有無について「経済的に持てない」と回答した世帯の割合は、世帯全体で2.9%であるのに対し、低所得層Ⅰでは8.9%と比較的高くなっています。



## 【成績の自己評価】

子ども自身にたずねた「自分の成績がクラス、学年の中でどのくらいだと思うか」の質問について、「よくないほう」「どちらかといえばよくないほう」を合わせた割合は、世帯全体で 32.1%であるのに対し、低所得層 I では 39.0%と比較的高くなっています。



## ＜支援者ヒアリングの意見＞

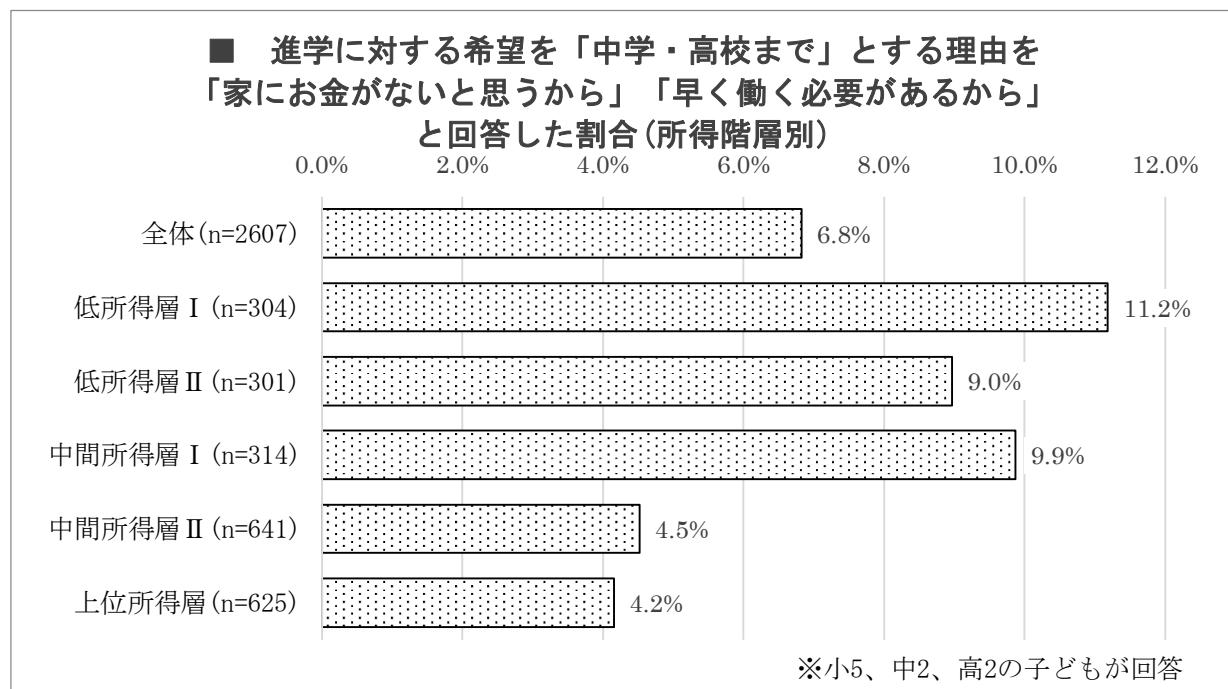
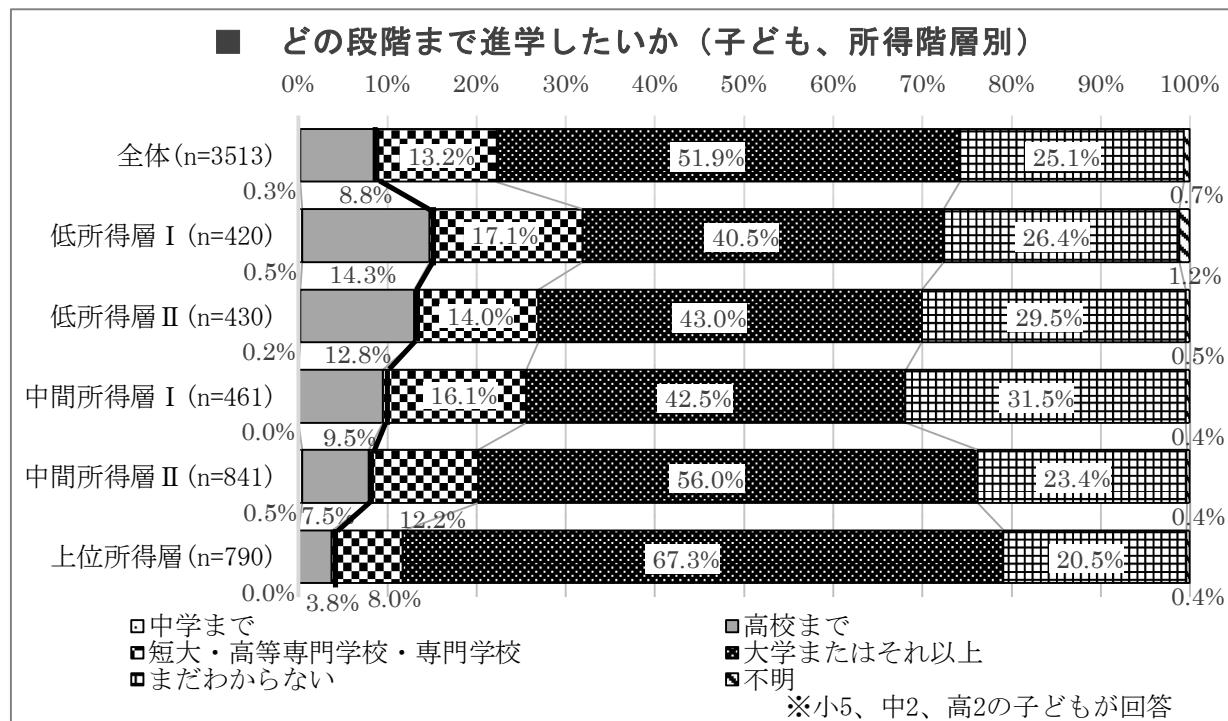
- ・ 自宅に集中して勉強できる場所がない子どもがいる。
- ・ 不登校が長期間にわたって継続しており、学習面が遅れる子どもがいる。
- ・ 不登校への対策が重要である。子どもが不登校のまま成長し働くことができず、経済的に困窮する状態が継続してしまう事例も多い。
- ・ 学校以外の学習支援の場の数が少なく、利用者の選択肢が限られている。
- ・ 小学生向けの学習支援が充実することが重要である。

## (4) 進学の希望や資金

### 【進学に対する希望】

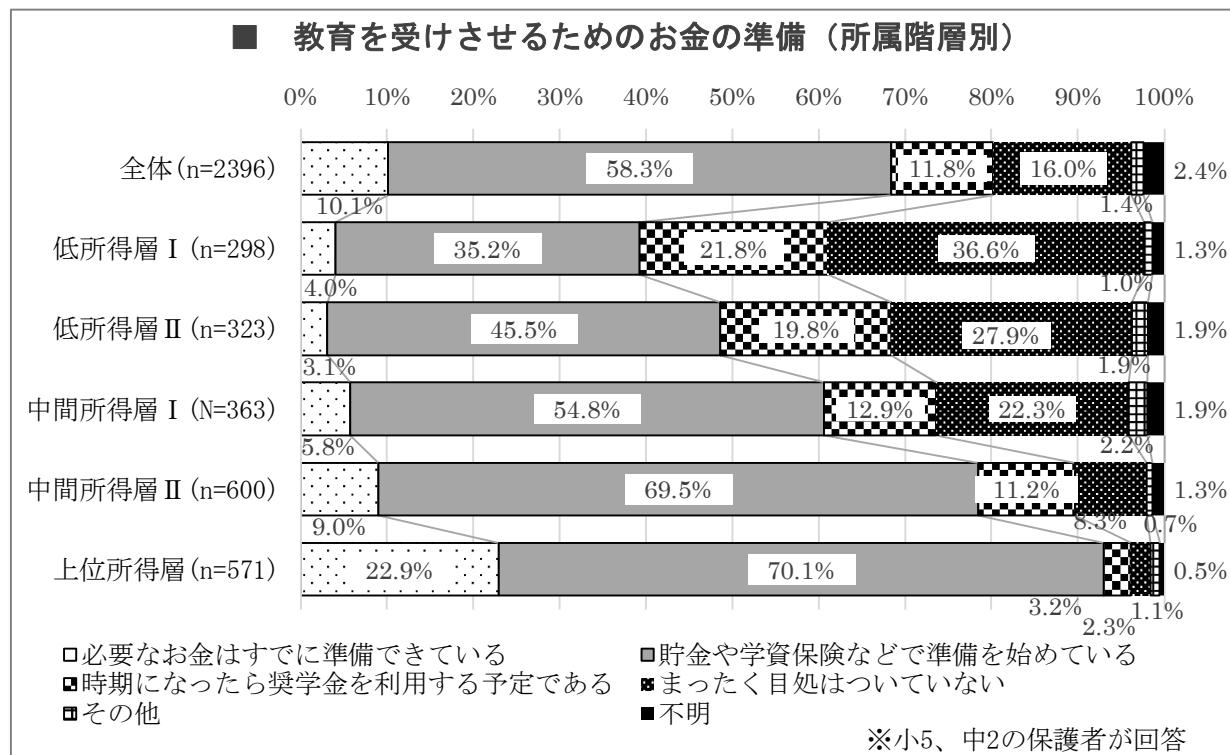
子ども自身にたずねた「将来どの段階まで進学したいか」の質問について「中学・高校まで」と回答した割合は、世帯全体で9.1%であるのに対し、低所得層Iでは14.8%と、比較的高くなっています。

また、「中学・高校まで」と回答した子どものうち、その理由について、「家にお金がないと思うから」「早く働く必要があるから」を合わせた割合は、世帯全体で6.8%であるのに対し、低所得層Iでは11.2%と高くなっています。



## 【進学のための資金】

小5、中2の保護者にたずねた「教育を受けさせるためのお金の準備」の質問について「まったく目処はついていない」と回答した割合は、世帯全体で16.0%であるのに対し、低所得層Iでは36.6%と高い結果となっています。



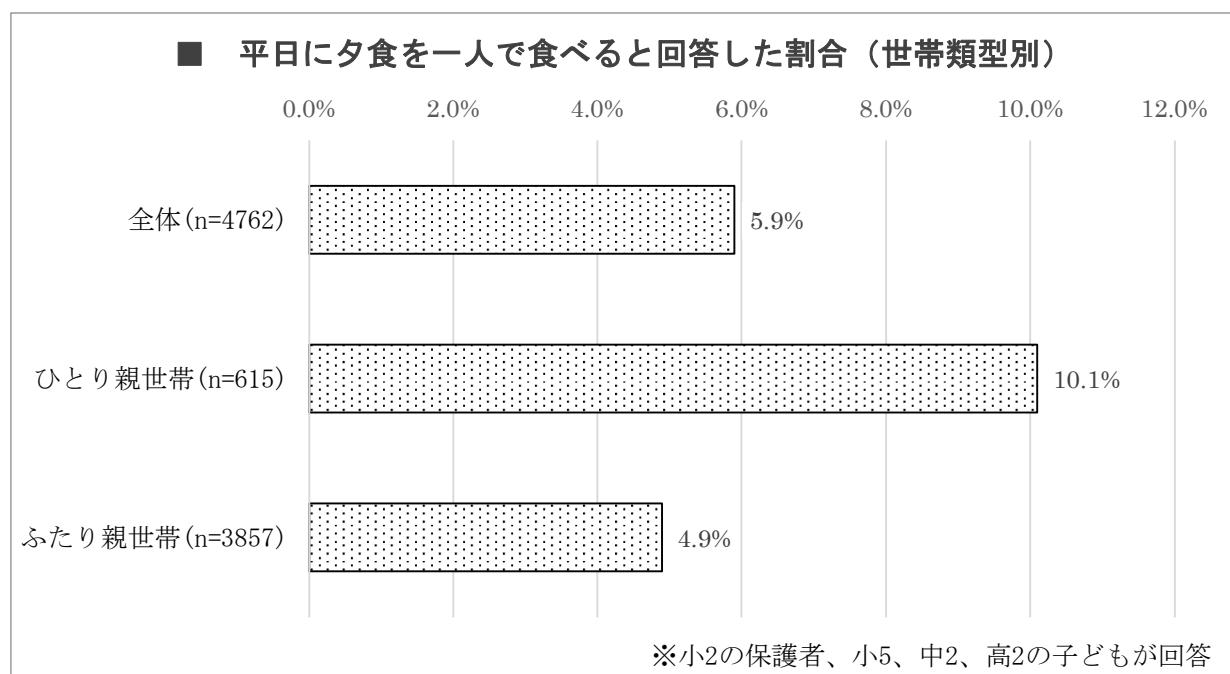
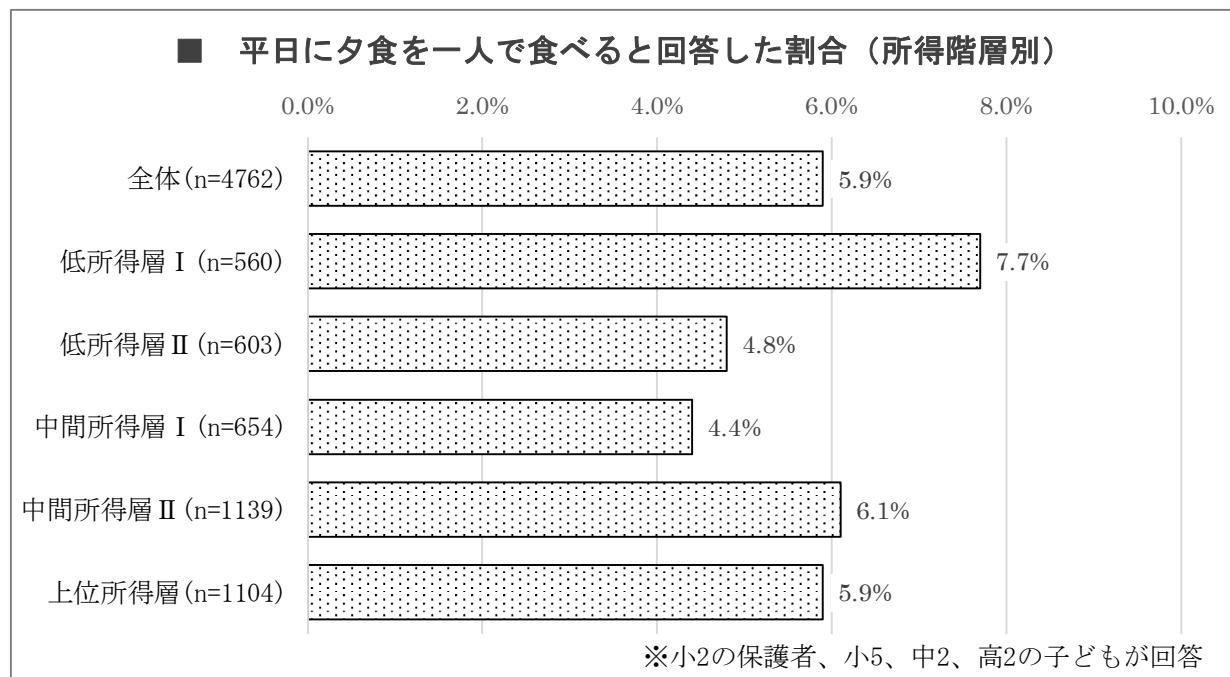
## ＜支援者ヒアリングの意見＞

- 保護者自身の進学などの状況から、子どもの登校・進学など教育への保護者の関心が低い世帯が見受けられる。
- 保護者が金銭管理ができず子どもの進学のタイミングで金銭的に困る世帯がある。
- 大学進学時の奨学金は増えてはきているものの、利用できる枠が狭い。
- 給付型の奨学金を増やすことが必要である。

## (5) 子どもの居場所や体験・経験

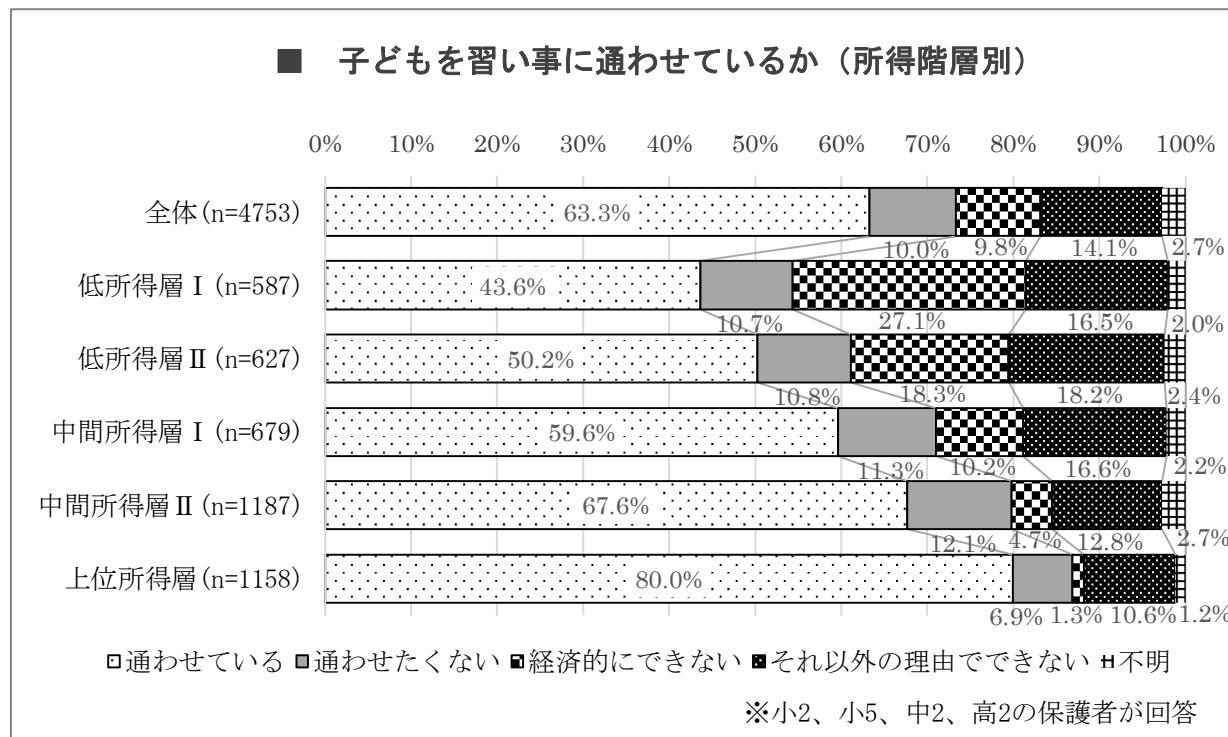
### 【夕食を一人で食べる割合】

子ども自身にたずねた「平日に一番夕食を食べる相手」の質問に「ひとりで食べる」と回答した割合は、世帯全体で5.9%であるのに対し、低所得層Ⅰでは7.7%、ひとり親世帯では10.1%と、比較的高くなっています。



## 【習い事に通わせている状況】

子どもを習い事に通わせているかどうかについて「経済的にできない」と回答した世帯の割合は、世帯全体で 9.8%であるのに対し、低所得層Ⅰでは 27.1%と高くなっています。



## ＜支援者ヒアリングの意見＞

- ・ 基本的な生活習慣が身についていなかったり、家庭生活の中で学ぶべき一般常識を教えられてきていない子どもがいる。
- ・ 自分の家族とは違う大人との触れ合い、家庭ではできない体験ができる機会、居場所があることが重要である。
- ・ 子ども食堂の数が不足している。また、子ども食堂や子どもの居場所の周知が必要である。
- ・ 経済的困窮状態にある世帯には、貧困の連鎖を断ち切ったモデルケースを知る機会がなく、将来にチャレンジしてみたいという気持ちになれない子どもが多い。
- ・ 自分のことを認めてもらうという経験をあまりしていないため、関わる大人から自分を認めてもらいたいという気持ちが強かったり、人との関わりを閉ざしてしまっている子どもがいる。

## ＜座談会の意見＞

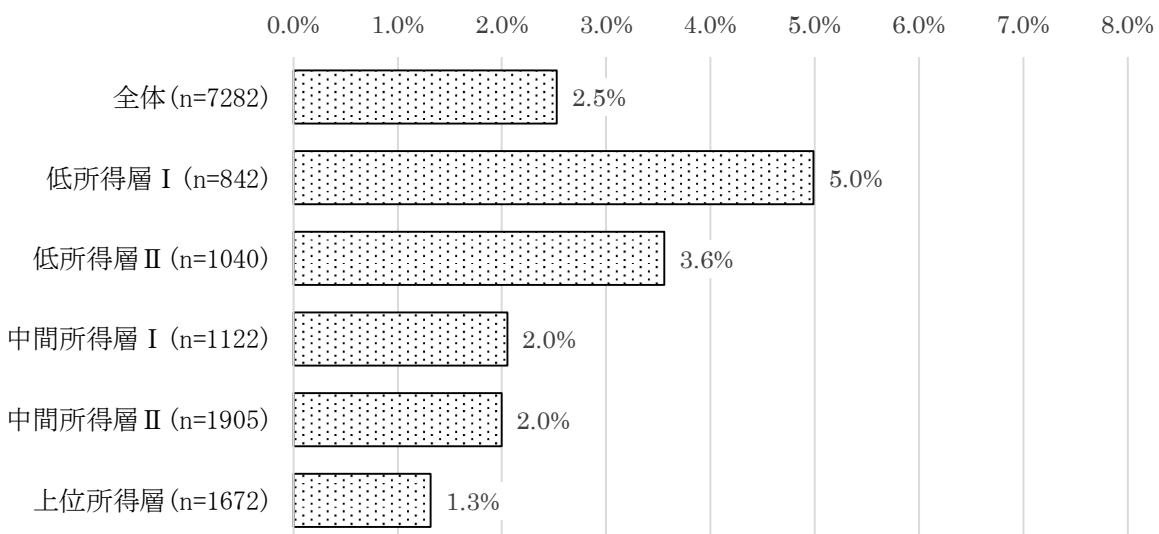
- ・ 小学生から高校生までが、安心して勉強やスポーツができ、相談もできてモデルとなるような大人がいる居場所が必要である。
- ・ 居場所、相談先として機能して、ボランティアでもいいので今後の選択肢を与えてくれる場所が必要である。

## (6) 保護者の社会的孤立の状況

### 【子ども・子育てについての悩みを相談する相手】

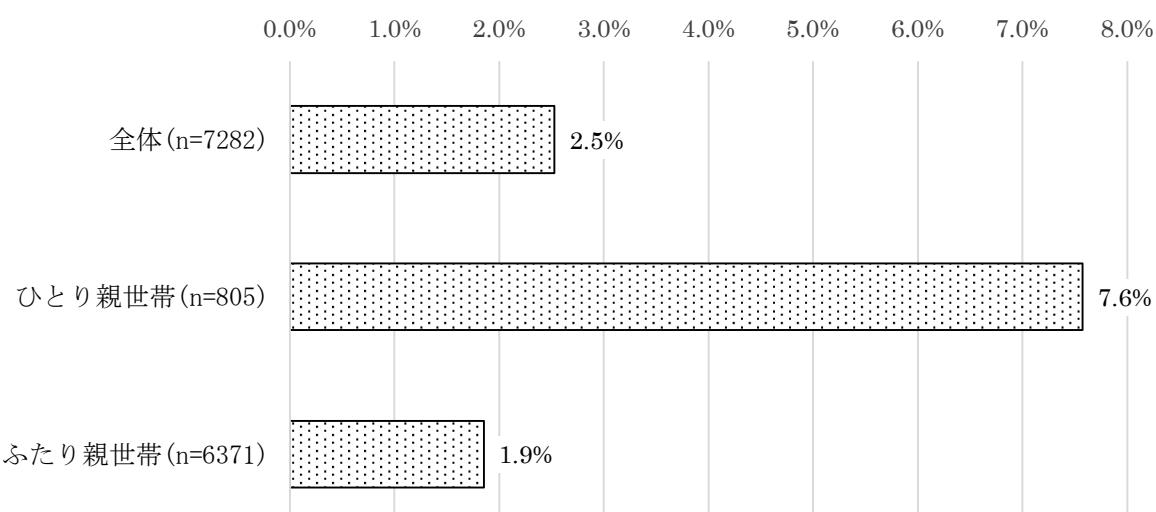
子ども・子育てについての悩みを相談する相手についての質問に「相談する相手はない」と回答した保護者の割合は、世帯全体で2.5%であるのに対し、低所得層Iでは5.0%、ひとり親世帯では7.6%と、高くなっています。

#### ■ 子ども・子育てについての悩みや困りごとを相談する相手がない割合（所得階層別）



※2歳、5歳、小2、小5、中2、高2の保護者が回答

#### ■ 子ども・子育てについての悩みや困りごとを相談する相手がない割合（世帯類型別）

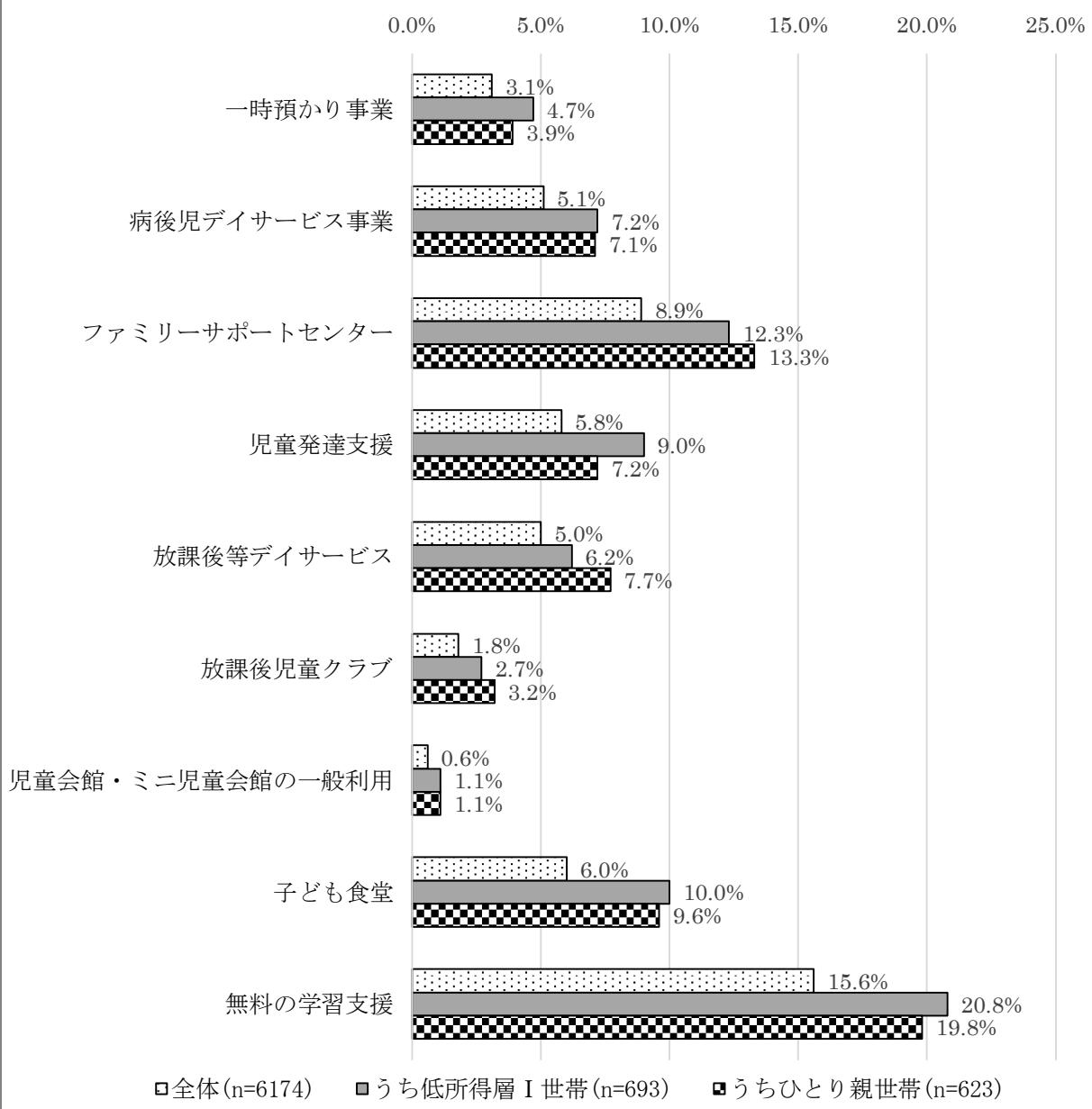


※2歳、5歳、小2、小5、中2、高2の保護者が回答

## 【子育てに関する制度やサービスの認知状況】

子育てに関する制度やサービスをまったく知らなかったと回答した保護者の割合は、「一時預かり事業」「ファミリーサポートセンター」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」などすべての項目で、低所得層I、ひとり親世帯が世帯全体を上回っています。

### ■ 子育てに関する制度やサービスをまったく知らなかったと 答えた保護者の割合



□ 全体(n=6174) ■ うち低所得層I世帯(n=693) ■ うちひとり親世帯(n=623)

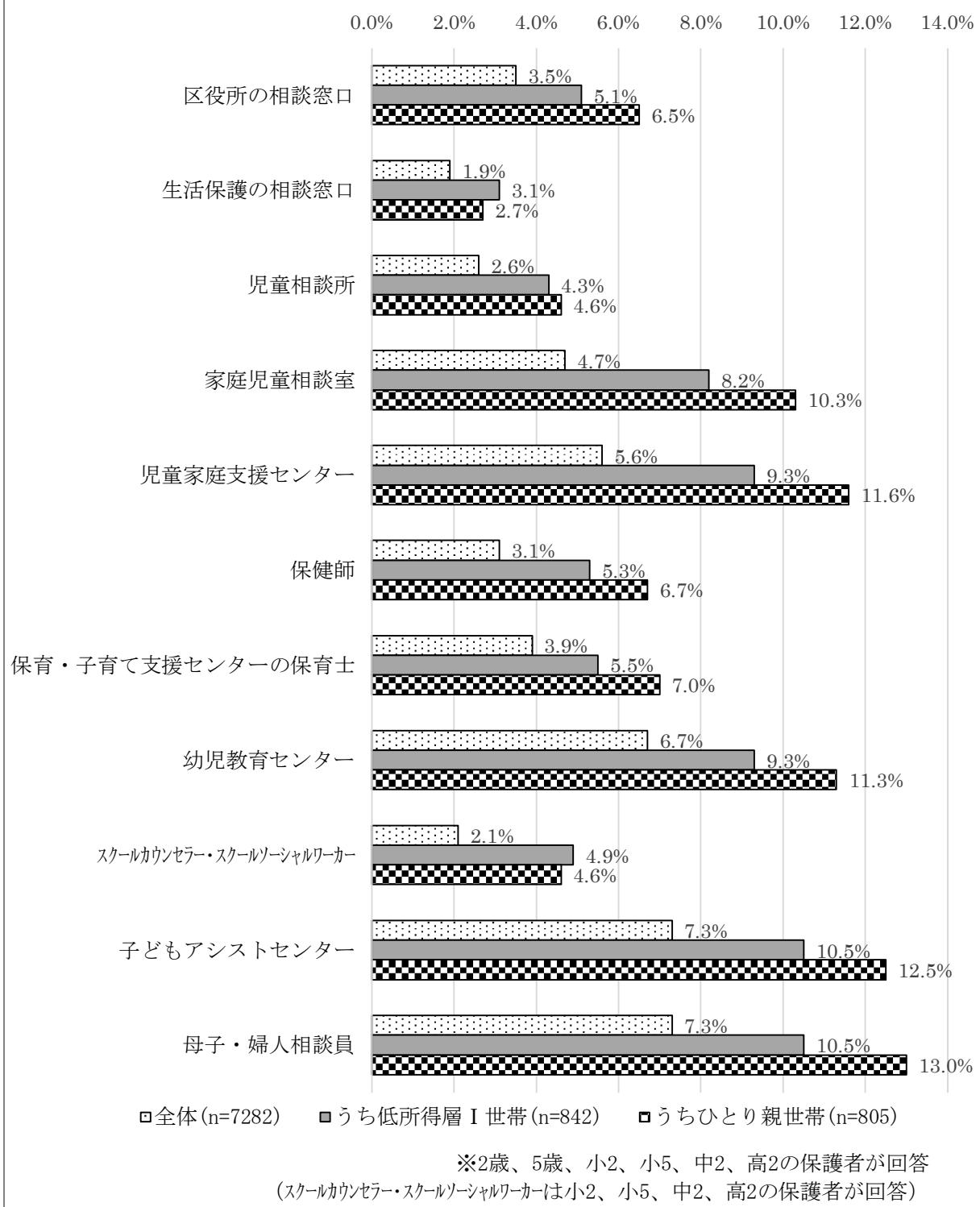
※2歳、5歳、小2、小5、中2の保護者が回答

(一時預かり事業、児童発達支援は2歳、5歳の保護者、  
放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、児童会館・ミニ児童  
会館の一般利用、無料の学習支援は小2、小5、中2の保護者が回

## 【子育てに関する機関や相談窓口の認知状況】

子育てに関する機関や相談窓口をまったく知らなかったと回答した保護者の割合は、「区役所の相談窓口」「生活保護の相談窓口」「児童相談所」「幼児教育センター」「母子・婦人相談員」などすべての項目で、低所得層Ⅰ、ひとり親世帯が世帯全体を上回っています。

### ■ 子育てに関する機関や相談窓口をまったく知らなかったと 答えた保護者の割合



### <支援者ヒアリングの意見>

- ・ 困難を抱える家庭の保護者は、親きょうだいとの関係が悪かったり、友人関係も希薄であることが多く、子育てをする上で相談する相手がない。
- ・ 家族の問題は家族で抱え込もうとする傾向が強く、生活が破綻するぎりぎりまで相談しないケースがある。
- ・ 相談することでよい変化や結果が得られた経験のない人は、自ら SOS を出さない。
- ・ シングルマザーや若年層の母が子育てに問題を抱えていることが多いが、本人たちも支援を嫌がることがあり、支援につなげることが難しい。
- ・ 相談に行くことができない人への、アウトリーチ支援を充実させるべきである。
- ・ 制度やサービスがわからない、申請の仕方がわからない人に対する、窓口への同行などの寄り添い型の支援が必要である。
- ・ 相談者は人につながるものなので、支援者が変わると関係が切れてしまうことがある。

### <座談会の意見>

- ・ 不登校、ひきこもり、家庭の問題などをLINEなどで気軽に相談できる仕組みが重要である。

## (7) 特に配慮を要する世帯と若者

### <支援者ヒアリングの意見>

- ・ 社会的養護については、里親、ファミリーホームなど家庭的養育の受け皿を増やすべきである。
- ・ 児童養護施設、ファミリーホーム等を退所した後の支援が重要である。
- ・ 社会的養護下にある子どもが自立する際の経済的支援の充実が必要である。
- ・ 親やきょうだいの面倒を見ているヤングケアラーの子どもがいる。
- ・ 若年女性の中には大人を信用することができない方もおり、相談に来るよう勧めてもなかなか支援につながらない。

### <座談会の意見>

- ・ 児童養護施設退所後は、自立して生きていくためにも孤立しないことが重要である。必要なときに相談できる相手がいなければならず、社会的資源としてもそのような相談機関や相談者が必要である。

### **3 子どもと家庭の貧困・困難の状況と課題**

子どもの生活実態調査の結果などを通じて把握された現状を踏まえ、貧困・困難な状況にある子どもと家庭の課題を、次のとおり整理しました。

#### **(1) 貧困・困難の把握と支援につなげるうえでの課題**

子どもの生活実態調査の結果からは、所得が低い世帯やひとり親世帯など、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、悩みを相談する相手がいない割合や、子育てに関する制度・サービス、相談機関を知らない割合が高いことが確認されています。

また、問題を家族で抱え込み、周囲からは貧困・困難が見えにくい世帯や、相談することに抵抗を感じている世帯、あるいは、困っている認識が薄い世帯や、家庭内のデリケートな問題として周囲の関わりを望まない世帯も存在することが指摘されています。

このような周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、困難を早期に把握し必要な支援につなげる取組や、制度・サービス、相談窓口などの情報を確実に届ける広報の充実を図っていくことが重要となります。

#### **(2) 子どもの学びと育ちに関する課題**

子どもの進学にかかる資金の準備状況や習い事の受講状況などの教育・体験機会、子ども部屋や専用学習机の保有状況などの学習環境に、所得階層の間の差異が確認されています。

また、家と学校以外の身近な場所にモデルとなる大人がおらず、将来の展望を描きにくい子どもがいることや、特にひとり親世帯において、放課後を一人で過ごす子どもや、夕食を一人でとる子どもが多いことが把握されています。

学びに困難を抱える子どもに対しては、状況に応じたサポートや経済面からの支援、孤立傾向にある子どもに対しては、安心して過ごすことのできる居場所や、健やかな成長を促す体験機会を提供していくことが求められています。

#### **(3) 子育て家庭の生活に関する課題**

子どもの生活実態調査において、家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」と回答した世帯は約5割でしたが、最も低い所得階層においては8割を超えており、さらに、令和4年度以降の物価上昇も踏まえると、貧困・困難を抱える世帯の生活は、いっそう厳しさを増しています。

また、所得の状況は、家計への直接的な影響に加えて、必要な病院受診を控えたり、生活不安・精神的な余裕のなさから子どもに関する手が回らないなど、健康面や子育て面にも影響を及ぼしていることが把握されています。

すべての子どもと家庭が安心して毎日を過ごすことができるよう、保護者の就労の安定や経済的な支援の充実を図るとともに、保護者の心身の負担が軽減されるよう、貧困・困難を抱える子育て家庭を、生活面からも支えていく必要があります。

#### (4) 様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者に関する課題

社会的養護のもとで育つ子どもは、里親など家庭的養育の受け皿の一層の充実が求められているとともに、施設等を離れ社会に出ていく際に、出身世帯から経済的援助や精神的支援を受けることが難しい状況にあることから、措置や委託が解除された後も安定した生活を送ることができるよう、継続的な支援が必要です。

ひとり親世帯は、特に家計の状況が苦しい世帯が多く、単独で生計の維持と子育ての両方を担っていることによる負担感の大きさや、子育ての悩みを相談する相手がない割合が高いなど孤立傾向にあることが把握されています。このため、生活基盤の安定に向けた支援に加え、必要とする情報や支援が確実に届く仕組みが必要となります。

自立に向き合う若者期においては、進学や就労、社会参加に困難を抱える若者や、家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラー、身体的・心理的被害に遭っている・遭うリスクの高い若年女性など、様々な困難を抱えている若者がいます。こうした見えにくい困難を抱える方には、アウトリーチや伴走型の支援が必要です。

このような、様々な背景・要因を持つ子どもと家庭、若者には、その要因と状況に寄り添った丁寧な支援が必要となります。

## 第3章 札幌市の子どもの貧困対策

この章では、第2章で整理した、貧困や困難を抱える子どもと家庭の状況・課題を踏まえ、今後子どもの貧困対策を進めるに当たっての基本目標、計画の対象、施策の体系等を定めます。

### 1 基本目標

子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

すべての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利が認められています。

札幌市では、第一に子どもの視点に立って、貧困や困難を抱えている子どもとその家庭の背景に様々な社会的要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制を整えます。また、子どもの成長の段階に応じた切れ目のない支援を行い、併せて保護者や家庭に対しても必要とする支援を実施します。

これらの取組を推進することによって、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。

### 2 子どもの貧困のとらえ方

この計画では、「子どもの貧困」を、「主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階に応じて様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態」ととらえます。

### 3 計画の対象

「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族

なお、この計画で対象とする子ども・若者は、生まれる前の妊娠期から、社会的自立に移行する、概ね20歳代前半までの年齢にある者とします。

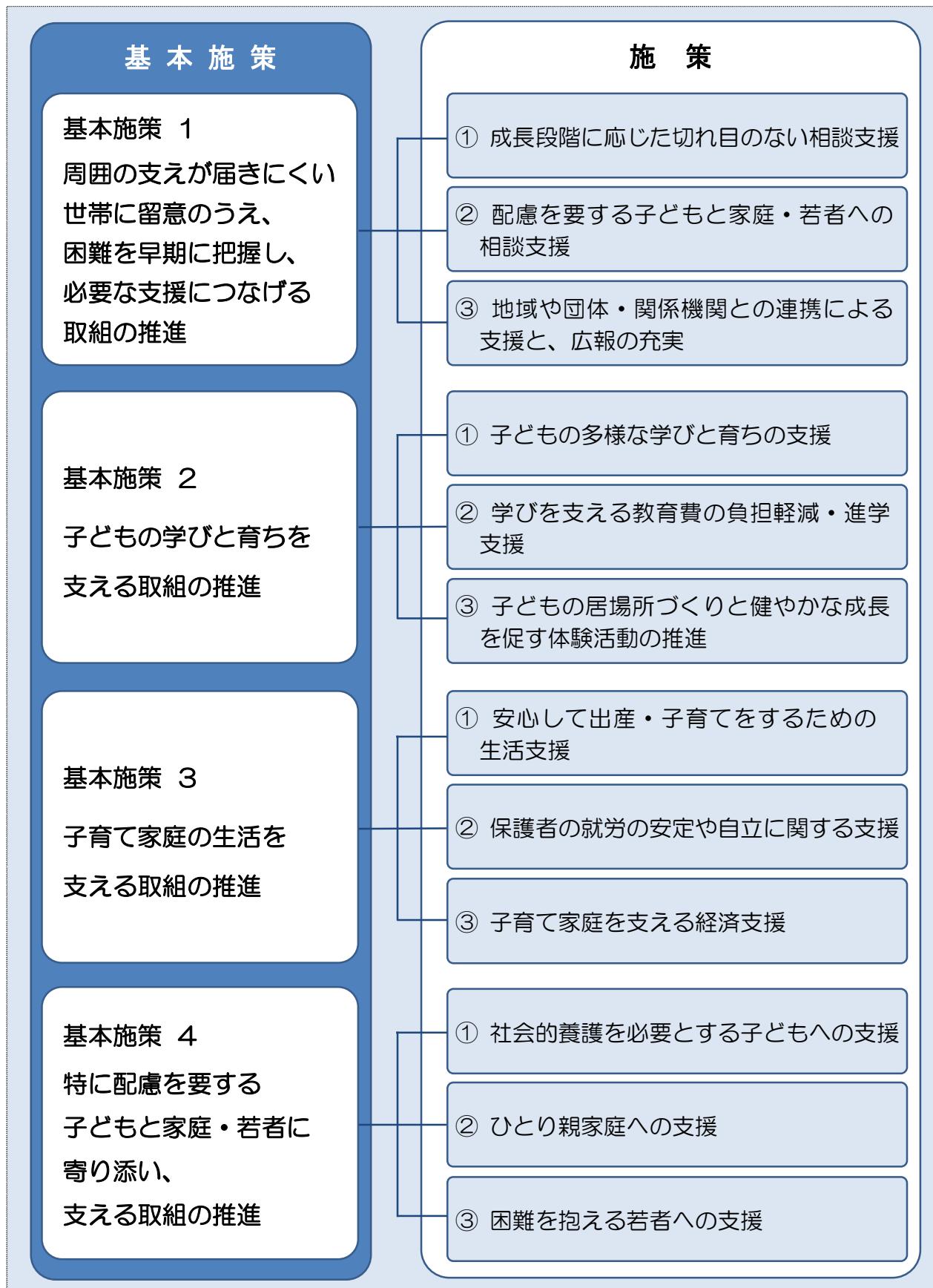
### 4 施策の展開にあたっての共通の視点

基本目標の実現に向け施策を展開していくに当たり、次の共通の視点をもって事業・取組を進めていくこととします。

- 支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点
- 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援を行う視点
- 貧困の連鎖を断ち、子どもが未来を切り拓く力を育む視点
- 子どもの貧困・困難の背景にある要因に配慮する視点
- 社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進する視点

## 5 施策の体系

基本目標の実現に向け、第2章で整理した課題を踏まえて4つの基本施策を設定し、次の体系に沿って具体的な取組を進めていくこととします。



## 第4章 具体的な施策の展開

### 基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

困難を抱えている世帯が、各種の支援を受けるためには、制度やサービスを知ること、相談窓口や申込先につながることが必要です。

しかしながら、子どもの生活実態調査の結果からは、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、制度やサービス、相談窓口を知らない割合が高いことが分かっており、また、周囲から貧困・困難が見えにくい世帯や、相談することに抵抗を感じている世帯があることも把握されています。

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、このように周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、関係するそれぞれの機関が子どもと家庭に接する機会を通じて困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を推進していきます。

また、地域や団体・関係機関との連携による支援や、必要な情報を分かりやすく届ける広報の充実にも取り組んでいきます。

#### 【施策①】成長段階に応じた切れ目のない相談支援

妊娠期から学齢期、社会的自立に移行する時期まで、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の充実を図ります。保健センターや学校、相談機関など、子どもが成長する過程で接する様々な機関が、それぞれの関わりの中で異変や困難を把握し、必要とする支援につなげていきます。

#### « 主な事業・取組 »

< 新規・拡充 >						
No.	事業・取組名			【新規】	担当部名	
	内容					
	妊娠出産期	赤ちゃん	小学生	中学生	高校生 年代	20代の若者
						保護者

## 【施策②】配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援

経済的に困難な状態にある子ども・若者は、これに加えて、疾病や障がい、不登校、虐待、両親の離婚といった傷つき体験、また保護者も、養育力の不足や、一人で生計維持と家事育児の両方を担うなど、配慮を要する複合的な困難を抱えている場合が少なくありません。

こうした様々な困難を抱える子どもと家庭・若者に対しては、表出した課題にとどまらず、成育環境等へのアプローチやアウトリーチ等の手法も含めて、きめ細かく寄り添った相談支援の充実に取り組んでいきます。

### 《主な事業・取組》

< 新規・拡充 >						
No.	事業・取組名			【新規】	担当部名	
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	●	中学生	高校生年代
				●	20代の若者	保護者
No.	事業・取組名			【拡充】	担当部名	
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	●	中学生	高校生年代
				●	20代の若者	保護者
< 継続 > P(調整中)						
No.	事業・取組名			担当部名		
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	●	中学生	高校生年代
		●				20代の若者
No.	事業・取組名			担当部名		
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	●	中学生	高校生年代
				●	20代の若者	保護者

### 【施策③】地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実

複合的な困難を抱える子どもと家庭・若者への支援にあたっては、地域住民・団体や関係機関との間で、適切な情報共有と連携が行われることが重要です。加えて、子どもが成長する過程において、支援者が変わったとしても支援を途切れさせないことも大切です。

このため、地域における様々な団体や関係機関とのネットワークの形成と強化、幼保小連携など異年齢期の支援接続の推進に取り組みます。

また、困難を抱えている子どもと家庭・若者に、必要とする情報が届くよう、ＩＣＴも活用したわかりやすい広報の充実に取り組んでいきます。

#### 《主な事業・取組》

< 新規・拡充 >							
No.	事業・取組名			【新規】		担当部名	
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
No.	事業・取組名			【拡充】		担当部名	
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
< 継続 > P (調整中)							
No.	事業・取組名			担当部名			
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
No.	事業・取組名			担当部名			
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者

## 基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

家庭の状況に関わらず、すべての子どもが健やかに育ち、質の高い教育を受け、将来に向かって、能力と可能性を伸ばしていけるようにする必要があります。

子どもの生活実態調査からは、経済的な困難を抱えている世帯において、教育や体験の機会、学習環境などに、不利や制約が生じていることが把握されています。また、障がいや不登校など複合的な困難を抱え、発達や学びに配慮と支援を必要とする子どももいます。

この基本施策では、子ども一人ひとりが年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長していくことができるよう、学校教育の充実はもとより、学習意欲の向上につながる学習の機会の提供や、教育費等の負担軽減などに取り組みます。

また、すべての子どもが、安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験や交流の機会を持てるよう、取り組んでいきます。

### 【施策①】子どもの多様な学びと育ちの支援

幼児期から学齢期にかけて、年齢や発達に応じ、安心して教育・保育を受けることができるよう、環境や質の確保に取り組みます。一人ひとりの子どもが家庭の状況などに関わらず、将来に向かって「学ぶ力」を身につけ、豊かな心と健やかな体を育むために、ニーズを踏まえた学びの提供や、育ちの支援を進めています。

学習に困難を抱える子どもや不登校の子どもに対しても、学校以外の場における多様な学習活動も含めた支援に取り組んでいきます。

### « 主な事業・取組 »

< 継続 >						
No.	事業・取組名				担当部名	
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者 保護者
No.	事業・取組名				担当部名	
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者 保護者

## 【施策②】学びを支える教育費の負担軽減・進学支援

経済的な困難を抱えている世帯に対して、世帯の収入等に応じて、学校教育にかかる費用の支援を着実に実施します。

すべての意欲と能力のある子どもが、安心して高校や大学等に進学できるよう、国や北海道が実施する高等学校等就学支援金や高等教育修学支援新制度と併せて、返済義務のない奨学金などを給付し、進学や技能習得を支援します。

また、通学に要する費用の助成などを通じて、子どもの学びを経済面から支えていきます。

### 《主な事業・取組》

＜新規・拡充＞						
No.	事業・取組名			【新規】		担当部名
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者 保護者
No.	事業・取組名			【拡充】		担当部名
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者 保護者
＜継続＞ P (調整中)						
No.	事業・取組名			担当部名		
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者 保護者
No.	事業・取組名			担当部名		
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者 保護者

## 【施策③】子どもの居場所づくりと健やかな成長を促す体験活動の推進

子どもが放課後を安心して過ごすことができる居場所として、児童会館等の整備や、放課後健全育成事業の充実を図っていきます。

地域のつながりが希薄になる中、孤立や不登校など、複雑・複合化する課題に対応するうえでも、個別のニーズに対応できる多様な居場所が求められており、子ども食堂をはじめとする居場所（サードプレイス）づくりへの支援を進めています。

また、子どもの頃の体験活動は、自尊感情や自立心、主体性、協調性など、社会で生き抜く力を得るための糧となり、人生を豊かにする基盤となります。このため、多様な体験活動や、外遊びに接する機会を持てるよう支援し、子どもの健やかな成長を促していきます。

### « 主な事業・取組 »

< 新規・拡充 >						
No.	事業・取組名			【新規】		担当部名
	内容					
No.	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者
			●	●		保護者
< 継続 >						
No.	事業・取組名			【拡充】		担当部名
	内容					
No.	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者
		●		●		●

P (調整中) •

### 基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

子どもが将来に向かって健やかに成長していくうえで、すべての子育て家庭がニーズに応じた支援を受け、安心して子育てできる環境が必要です。

この基本施策では、保護者の状況に応じた保育サービスの提供や、子育てに不安や困難を抱える家庭に対するサポートの実施など、子育て家庭の生活支援に取り組んでいきます。

経済的に困難な状況にある家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けた就労支援や、家計再建などの支援を進めます。

また、国において実施を検討している児童手当の拡充と合わせて、子ども医療費助成の対象拡大など、子育て家庭の経済的な負担を軽減する取組についても、検討を進めていきます。

#### 【施策①】安心して出産・子育てをするための生活支援

すべての子育て家庭と妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期まで、各ステージに応じた支援や負担の軽減を図るとともに、地域における子育て支援の場や機会の充実に取り組みます。

また、保育所等の整備などによる必要な保育の受け皿の確保や、一時預かりなど保護者の状況に応じた多様な保育サービスを提供し、子育て家庭の生活を支えていきます。

#### 《主な事業・取組》

< 新規・拡充 >									
No.	事業・取組名			【新規】		担当部名			
	内容			妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者
P (調整中)									
No.	< 継続 >							担当部名	
	事業・取組名							内容	
No.	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者		
			●	●					

## 【施策②】保護者の就労の安定や自立に関する支援

子どもが健やかに成長するうえにおいては、家庭の暮らし向きの安定が欠かせません。

経済的な困難を抱えている家庭に対しては、家計の再建に向けた支援を進めます。

就労に困難を抱えている保護者に対しては、個々の状況に応じた多様な支援を行い、就労の安定と向上、経済的な自立を支えていきます。

また、事業者に対しても、育児休業や子の看護休暇の導入などの取組を支援し、就労と子育てを両立しやすい環境の整備を進めていきます。

### 《主な事業・取組》

< 新規・拡充 >											
No.	事業・取組名			【新規】		担当部名					
	内容			妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者	
No.	事業・取組名			【拡充】		担当部名					
	内容			妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者	
No.	< 継続 >			P (調整中)		担当部名					
	事業・取組名			内容							
No.	事業・取組名			妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者	
	内容				●					●	
No.	事業・取組名			担当部名		担当部名					
	内容			妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者	
No.	事業・取組名			内容		担当部名					
	内容			妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者	
No.	事業・取組名			●		担当部名					
	内容			●							

### 【施策③】子育て家庭を支える経済支援

子どもの生活実態調査では、約半数の子育て家庭が「家計の状況が『ぎりぎり』または『赤字』」と回答しており、経済的な困難を抱える家庭は、さらに厳しい状況にあることが確認されています。

こうした子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期を通して、児童手当をはじめとする手当等の給付や、医療費などの負担軽減策の拡大の検討を進め、経済的な支援を強化していきます。

また、住まいの面でも子育て家庭が安心して生活できるよう、市営住宅への優先的な入居や、住宅の確保を支援します。

#### 《主な事業・取組》

< 新規・拡充 >							
No.	事業・取組名			【新規】		担当部名	
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
			●	●			
No.	事業・取組名			【拡充】		担当部名	
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
					●	●	
< 継続 > P (調整中)							
No.	事業・取組名			担当部名			
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
		●					●
No.	事業・取組名			担当部名			
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
					●	●	

## 基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

経済的な困難を抱える子どもと家庭・若者の背景には、様々な社会的な要因が存在します。とりわけ、虐待や両親の離婚、いじめや不登校などを経験し、特に配慮を要する子どもと家庭・若者は、生活基盤が脆弱な場合多く、個々の状況に寄り添いながら、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

社会的養護を必要とする子どもに対しては、心身ともに健やかに養育されるとともに、社会的養護を離れた後も社会に円滑に出ていくよう、支援を行います。

ひとり親家庭に対しては、一人で生計の維持と家事育児の両方を担う保護者に対して、就労の安定に向けた支援を行うとともに、経済面や生活面からも家庭を支えていきます。

また、就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行っていきます。

### 【施策①】社会的養護を必要とする子どもへの支援

社会的養護を必要とするすべての子どもが、適切に保護され、可能な限り家庭的な環境で養育されるよう、里親等の担い手の確保や、グループホームなどの施設の整備・充実を進めています。

また、社会的養護の下で育つ子どもの進学や就労を、措置・委託中から支援するとともに、退所等の後も、生活基盤の確立に向けた相談や支援を必要に応じて継続し、社会的養護を経験した若者の自立を支えていきます。

### « 主な事業・取組 »

< 新規・拡充 >						
No.	事業・取組名			【新規】		担当部名
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者
						保護者
< 継続 > P (調整中)						
No.	事業・取組名			担当部名		
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者
			●	●		保護者

## 【施策②】ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の多くが家計に余裕がなく、今後の生活に不安を感じている割合が高い状況にあります。

ひとり親家庭の保護者に対しては、子育てをしながら、収入面・雇用面でより安定した職に就けるよう、資格の取得や就職・転職活動を支援します。併せて、手当等の給付や医療費の負担軽減などを着実に実施するほか、養育費の確保に向けた相談・支援を強化します。

また、生活環境の急変や学習・進学に対する支援などにより、家庭全体の暮らしを支えていきます。

### 《主な事業・取組》

< 新規・拡充 >							
No.	事業・取組名			【新規】		担当部名	
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
			●	●			
No.	事業・取組名			【拡充】		担当部名	
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
					●	●	
< 継続 > P (調整中)							
No.	事業・取組名			担当部名			
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
		●					●
No.	事業・取組名				担当部名		
	内容						
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者	保護者
					●	●	

### 【施策③】困難を抱える若者への支援

中学校卒業後に進路が決定していない若者や、高校を中退した若者に対して、高校卒業程度の学力の習得を支援するとともに、修学に困難を抱える高校生が修学を継続できるよう、関係機関が連携のうえ相談・支援を行います。

また、働くことに不安や悩みを抱えている若者に対しては、対人訓練や職場体験などのプログラムを実施し、就労を支援します。

ひきこもりやヤングケアラー、困難を抱える若年女性など、特に配慮を要する見えにくい困難を抱えている若者に対しては、発見し、つながりをつくったうえで、それぞれの状況に丁寧に寄り添いながら、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の取組を進めています。

#### « 主な事業・取組 »

< 新規・拡充 >						
No.	事業・取組名			【新規】		担当部名
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者
			●	●		保護者
No.	事業・取組名			【拡充】		担当部名
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者
					●	保護者
< 継続 >						
No.	事業・取組名			担当部名		
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者
		●				●
No.	事業・取組名			担当部名		
	内容					
	妊娠出産期	乳幼児	小学生	中学生	高校生年代	20代の若者
					●	保護者

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内の推進体制

子どもの貧困や困難の背景には様々な社会的な要因が存在します。札幌市が子どもの貧困対策を進めるにあたっては、関係する部局がそれぞれ子どもの貧困対策の視点を持ち、組織横断的に計画を推進していきます。

### (2) 様々な主体との連携による計画の推進

子どもの貧困対策は、行政の取組だけではなく、困難を抱える子どもや家庭の日常に関わる方や、専門的な支援を担う機関などとの共通認識のもとに進めていくことが大切です。

このため、市民、NPO団体や地域団体など、子どもと関わる様々な関係者や関係機関と連携を図りながら計画を推進していきます。

## 2 成果指標の設定

計画に基づく事業等の取組の成果を客観的に把握するため、施策ごとに成果指標と目標値を設定します。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進		
区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができると を知らなかった世帯の割合	3.5% (令和3年度)	0%
スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒 の状況が改善したまたは改善に向かっている割合	83.4%	90.0%
基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進		
「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合	61.6%	80.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 (令和5年3月)	95.0%	一般世帯の 進学率※
基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進		
子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	50.4% (令和3年度)	40.0%
子育てをしていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、 「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合	63.1%	70.0%
基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進		
社会的養護を離れる際に就職を希望した若者の就職率	95.4%	96.0%
働いているひとり親家庭の親（母子家庭）のうち、正社員・正職員の割合	44.3%	55.0%
札幌市若者支援施設の自立支援事業利用者のうち、 就職・職業訓練など進路が決定した割合	33.3%	40.0%

※ 札幌市の一般世帯の進学率 令和4年3月：99.1%

### **3 計画の進行管理・評価**

#### **(1) 計画の進行管理**

計画に位置づけた事業・取組は、毎年度、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認します。

#### **(2) 附属機関による評価の実施**

第1次計画と同様に、この計画においても、附属機関である「札幌市子ども・子育て会議」に毎年度の実施状況を報告し、評価や意見をいただきながら、今後の計画の推進やより良い施策の展開につなげていきます。

### **4 計画の見直し**

今後、社会情勢の変化や国の新たな動きなどにより、計画の見直しを必要とする場合は、「札幌市子ども・子育て会議」の意見を聴いたうえで見直しを行うこととします。